

第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」の策定・公表（別紙1参照）

金融庁においては、検査・監督の基本方針を「検査基本方針」（2013 事務年度においては「金融モニタリング基本方針」）や業態毎の「監督方針」として策定・公表してきた。また、2014 事務年度においては、これらを統合した共通の方針として「平成26 事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した。

さらに、2015 事務年度以降は、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含め、金融行政が何を目指すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかを、毎年「金融行政方針」として公表した。そして、「金融行政方針」に基づく行政を実施するとともに、PDCA サイクルを強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価して、現状分析や問題提起等とあわせ、「金融レポート」として公表した上で、これを翌事務年度の「金融行政方針」に反映させていた。

2018 事務年度からは、PDCA サイクルに基づく業務運営をさらに強化する観点から、従来の「金融レポート」と「金融行政方針」を統合し、「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」として公表しており、2019 事務年度においては、「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」を公表した。

「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」においては、3つの重点施策、そしてこれを実現していくために必要な国際的な取組みと金融庁自身の改革という、以下の「3＋2」の取組みとして取りまとめた。

- 1 金融デジタル化戦略の推進
 - 2 多様なニーズに応じた金融サービスの向上
 - 3 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保
- ＋1 世界共通の課題の解決への貢献と国際的な当局間のネットワーク・協力の強化
- ＋2 金融当局・金融行政運営の改革

また、2017 事務年度からは、政策評価有識者会議の運営方法を改め、政策評価に加え、金融行政に外部の意見や提言を継続的かつ的確に反映させるため、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき新たな重要課題についての議論を定期的に実施することとした。



主なポイント

利用者を中心とした 新時代の金融サービス

金融行政のこれまでの実践と今後の方針(令和元事務年度)について

令和元年8月 金融庁

利用者を中心とした新時代の金融サービス

1. 金融デジタル化戦略の推進

- データの利活用の促進等のデータ戦略の推進
- イノベーションに向けた FinTech Innovation Hubによる情報収集・支援機能の強化
- 機能別・横断的法制による多様な金融サービスに向けたイノベーションの促進

2. 多様なニーズに応じた金融サービスの向上

- 社会環境の変化や多様なライフプラン・ニーズに応じた金融・情報リテラシーを得られる機会の提供
- 最終受益者の資産形成に資する資金の好循環の実現
- 高齢者、障がい者、被災者等の多様な利用者にとっての信頼・安心確保
- 暗号資産（仮想通貨）への対応

3. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保

- 人口減・低金利環境等の下、金融仲介機能の適切な発揮と金融機関の健全性確保の両立に向け、的確なモニタリングを実施
- 地域金融機関の経営理念やビジネスモデルについて対話・検証
- 地域金融機関のビジネスモデル確立のための環境整備に向け、業務範囲にかかる規制緩和や、地域金融機関の経営・ガバナンスの改善に資する主要論点（コア・イシュー）の策定等を実施

「金融育成庁」として、金融サービスの多様な利用者・受益者の視点に立った

3 + 2の取組みを推進し、より豊かな国民生活の実現へ

+ 1. 世界共通の課題の解決への貢献と国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

- 各国間の規制の齟齬への対応や、金融技術革新を踏まえた規制のあり方の検討など、G20福岡で提起した課題のフォローアップ
- 本邦金融機関の海外進出支援に向けた幅広い国との協力強化

+ 2. 金融当局・金融行政運営の改革

- 利用者視点に立った質の高い金融行政を実現
- このため、職員の自主的な取組みの推進等により組織活性化
- 分野ごとの「考え方と進め方」による新しい検査・監督の実践

1. 金融デジタルイノベーション戦略の推進

- 平成30事務年度は、例えば以下の取組みにより一定の成果
 - ✓ FinTech Innovation Hubの立ち上げと100社ヒアリング等による情報収集
 - ✓ FinTechサポートデスクとFinTech実証実験ハブによるイノベーションの支援
 - ✓ 「フィンテック・サミット2018」「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」の開催など国際的ネットワークの強化
 - ✓ 金融機関による情報の利活用に係る制度整備

- データの利活用によって金融のあり方が大きく変わる状況にある中、海外では、ビッグデータの利活用等を通じたデジタルイノベーションが飛躍的に進展データ政策を巡って国際的な議論が活発化。また、暗号資産に関連した新たな構想も出現

重点5分野の新たな取組み

(1) データ戦略の推進

- データの利活用の促進等のデータ戦略の推進(情報銀行の活用も含めた、金融機関の取組みの促進等)

(2) イノベーションに向けたチャレンジの促進

- 新たな金融サービス創出を目指す多様なプレーヤーを後押し(FinTech Innovation Hubによる情報収集・支援機能の強化等)

(3) 機能別・横断的法制の整備

- デジタルイノベーションに伴う金融サービスの変容に対応するため、機能・リスクに応じた金融法制を整備(「決済」分野の横断化・柔構造化や横断的な金融サービス仲介法制の実現)

(4) 金融行政・金融インフラの整備

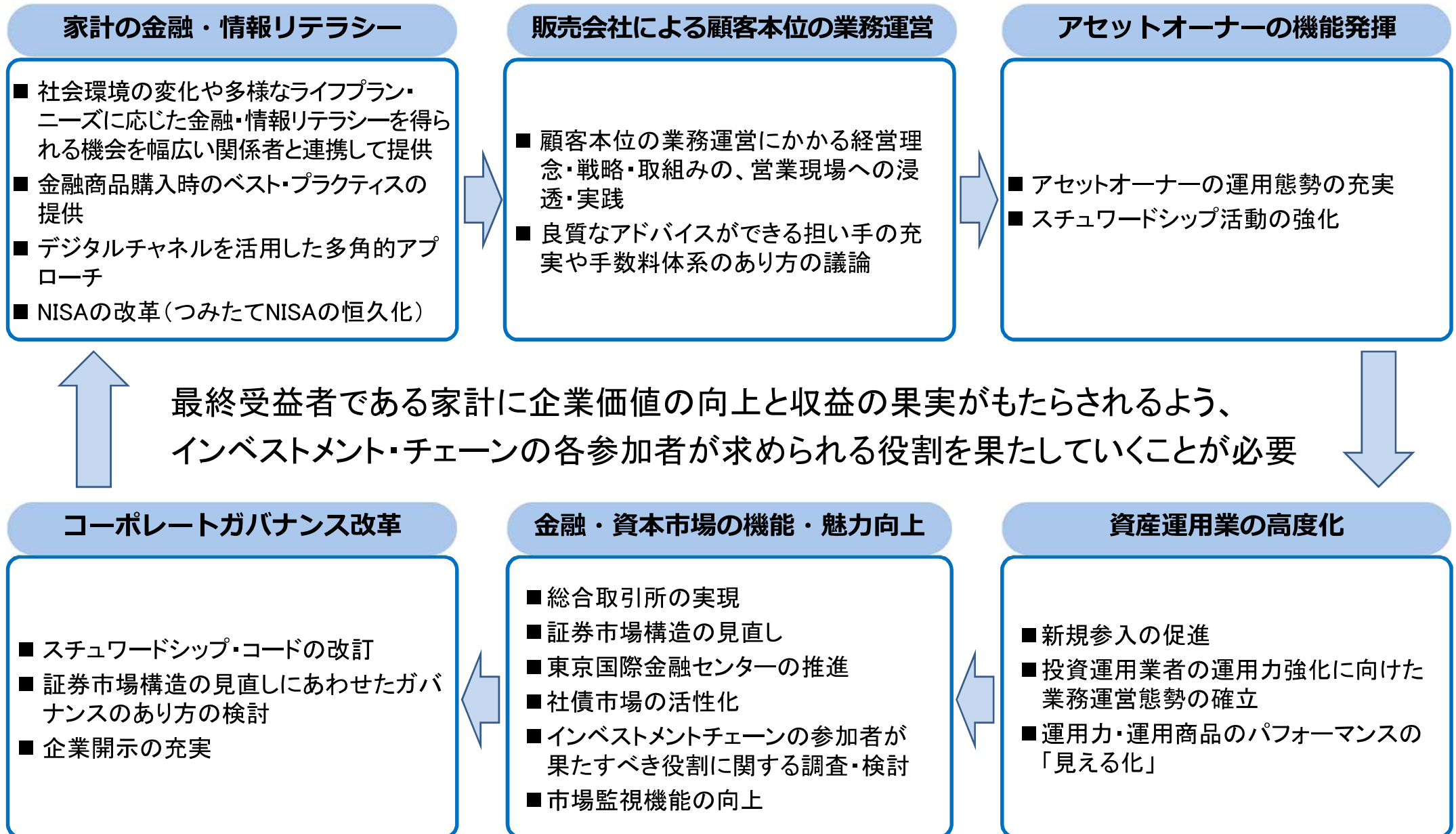
- 効率的な行政・デジタルイノベーションの基盤を整備(RegTech/SupTechエコシステムの具体化に向けた取組み)

(5) グローバルな課題への対応

- サイバーセキュリティへの対応やブロックチェーン等最新技術の動向把握など(分散型金融システムについてマルチステークホルダー型アプローチで議論するガバナンスフォーラム(仮称)の開催、暗号資産に関連した新たな構想の出現を踏まえた対応の検討等)

2. 多様なニーズに応じた金融サービスの向上

(1) 最終受益者の資産形成に資する資金の好循環の実現



(注) インベストメント・チェーン(投資の連鎖)とは、顧客・受益者から投資先企業へ投資がなされ、その価値向上に伴う配当等が家計に還元される一連の流れをいう。

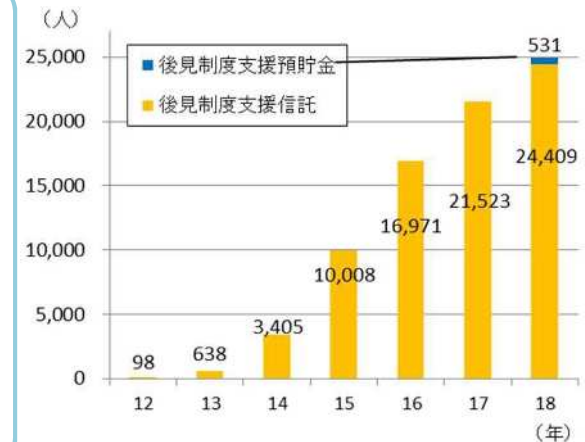
2. 多様なニーズに応じた金融サービスの向上

(2) 多様な金融サービス利用者のニーズへの対応と信頼感・安心感の確保

(1) 多様な金融サービス利用者のニーズへの対応

- **高齢者等**の多様なニーズに応じた金融商品・サービスや顧客対応等の普及・促進
- **障がい者の利便性向上**に向けた金融機関の取組みの促進
- 金融機関に対し、被災者支援に必要な措置の要請に加え、自然災害被災者債務整理ガイドライン等に基づくきめ細やかな対応や平時からの対応態勢の整備を促進
- 振り込め詐欺被害などの特殊詐欺による被害の未然防止策の更なる実施等を促すとともに、金融機関に対し、被害者救済対応の状況を確認
- インターネット取引等の利便性に配慮しつつ、新手口の実態を踏まえた不正送金・利用被害への対策
- **外国人の利便性向上**や、**マネロン**、**違法業者の利用等の防止**に向けた取組みの実施

後見制度支援信託等の累計利用数



(資料) 最高裁判所「後見制度支援信託等の利用状況等について」より、金融庁作成

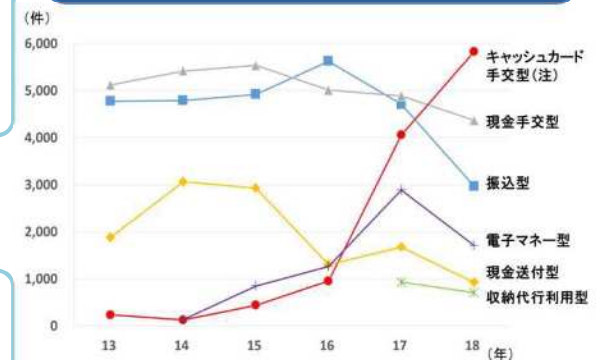
(2) 利用者の声の活用、コンプライアンス・リスク管理の向上

- コンプライアンス・リスクを早期に特定・評価するため、ITを用いて、**苦情等の分析を高度化**させるとともに、内外の規制・経済情勢の幅広い情報を収集・分析
- 経営陣の姿勢、内部統制の仕組み、企業文化等の着眼点をもとに、**企業価値向上に向けた金融機関のコンプライアンス・リスク管理の高度化**に係る対話を実施

(3) 暗号資産（仮想通貨）への対応

- 暗号資産（仮想通貨）については、**資金決済法等改正法の円滑な実施**に向け、モニタリング体制の構築や自主規制機能の早期確立
- 暗号資産を巡る新たな動きを踏まえた**フォワードルッキングなモニタリング**の実施及び**海外当局等との連携を強化**

特殊詐欺交付形態別認知推移



(注) 最近では、警察官等になりすました犯人が、言葉巧みに被害者からキャッシュカードをだまし取り、預貯金を引き出してしまう「キャッシュカード手交型」の件数が急増
(資料) 警察庁資料より、金融庁作成

3.金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保

- 我が国においては、低金利環境の下、金融機関は収益面で厳しい状況。加えて、人口減少による国内市場の縮小やデジタル化の台頭による新たな競争も進展
- こうした環境において、金融仲介機能の適切な発揮と金融機関の健全性確保の両立に向けて、的確なモニタリングを実施する必要

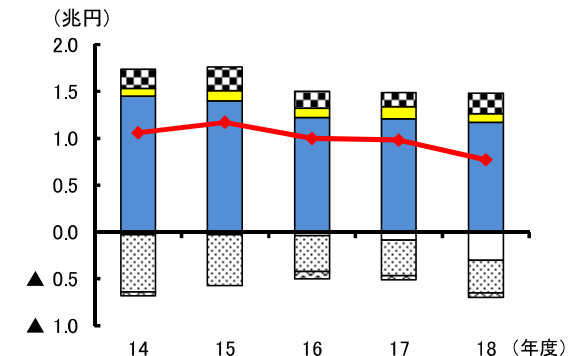
地域金融機関

- 足元の健全性は確保されているものの、コア業務純益(投信解約損益除く)は貸出利鞘の縮小から低下傾向で推移。信用コストの増加なども加わり、当期純利益も低下傾向
- 特に、信用コスト率は、極めて低い水準で推移しているものの、2017年度以降は上昇しており、今後注視していく必要

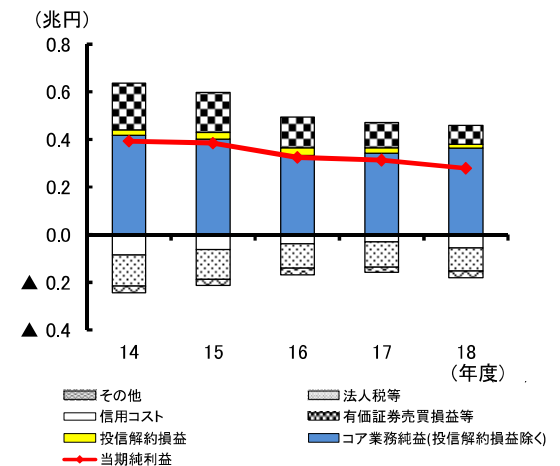
- 地域金融機関が目指すビジネスモデルとその持続可能性、金融仲介機能の発揮等について、財務局と一体となり対話、モニタリングを実施
 - ✓ 当局は、確固たる経営理念の下での戦略・計画の実行、PDCAの実践状況等について、地域金融機関の各階層(経営トップから役員、本部職員、支店長、営業職員)、社外取締役との**探究型対話を実施**。対話に当たっては、**心理的安全性(※)**を確保することに努める。
 - ✓ 将来にわたる収益性・健全性の確保の観点から懸念のある地域金融機関に対し、**早期警戒制度を活用**
- 地域金融機関のビジネスモデル確立のための環境整備として、**金融機関の業務範囲等にかかる規制緩和**(地域活性化のための5%ルールの見直し等)や、**地域金融機関の経営・ガバナンスの改善に資する主要論点(コア・イシュー)の策定等**を含むパッケージ策を実施

※**心理的安全性**:一人ひとりが不安を感じることなく、安心して発言・行動できる場の状態や雰囲気

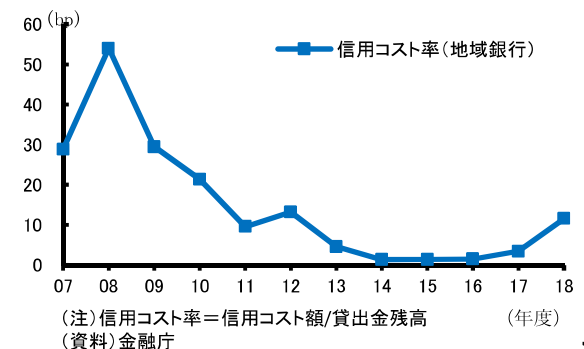
地域銀行の決算の動向



信用金庫・信用組合の決算の動向



地域銀行の信用コスト率の推移



＋1. 世界共通の課題の解決への貢献と国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

(1) G20福岡で提起した課題のフォローアップ

G20福岡で日本が提起した課題	今後のフォローアップ
各国間の規制の齟齬や重複が原因となって世界の金融市場が分断されるリスクについて問題提起	各国間の規制の相互承認の円滑化や、資本や流動性の囲い込み抑制に向け、対応を具体化
金融技術革新が進む中での、規制のあり方を展望	当局や技術者を含む多様な関係者の間の対話(マルチステークホルダー型アプローチ)を試行
暗号資産について、各国の関連当局の一覧や当局向けの監督手引書を取りまとめ	暗号資産に関連した新たな構想の出現を踏まえた対応を検討

G20技術革新にかかるハイレベルセミナー



金融連携センターの研修プログラムに招聘した研究員と金融庁職員



(2) 国際的な当局間ネットワーク・協力の強化

- 日中金融協力やミャンマー支援計画等に加え、本邦金融機関の海外進出に関するニーズの把握・支援を充実し、幅広い国等との協力関係を構築・深化
- 中長期的な視点に立った当局間交流の強化や、新興国における知日派の育成に向けて、大学等とも連携し「金融連携センター(GLOPAC)」のプログラムを強化

(3) 持続可能な開発目標 (SDGs (Sustainable Development Goals)) の推進

- 「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」の提言に沿った開示に自主的に取り組む企業をサポート

＋2. 金融当局・金融行政運営の改革

（１）金融庁の改革

- 利用者視点に立った質の高い金融行政を実現するためには、金融庁が、職員にとってやりがいを感じ、自身の成長を実感できる職場となる必要

- ✓ 局・課室ごとに課題を特定し、**改革目標を設定し、取組状況を「見える化」**
- ✓ 職員の自主的な取組みの更なる推進
 - ・ 職場の課題の吸い上げと改善のための**有志職員（公募）による組織活性化**に向けた取組み
 - ・ **FSAアカデミア**（職員の自主的な学びの場作りの支援）
 - ・ **政策オープンラボ**（職員の自主的な政策提案の枠組み）
- ✓ 職員の成長支援や対話力向上のための**1on1ミーティングの推進**
- ✓ 財務局とのコミュニケーション向上・連携を強化

政策オープンラボの様子
（第1回ちいきん会（2019年3月））



（２）新しい検査・監督の実践に向けた取組み

- 金融機関との対話を重視したプリンシプルベースの検査・監督の定着を図るとともに、その質・深度を更に高める必要

モニタリングの方針（考え方・進め方）

対話の材料となる**分野ごとの「考え方と進め方」※の公表**

対話を通じて把握した**金融機関の取組み事例や課題の公表**

※コンプライアンス・リスク管理、健全性政策、ITガバナンス
（今後、「融資実務」を追加予定）

対話に活用

モニタリング方針に基づいた「対話」の**実践を徹底**（PDCAサイクルの定着）

⇒ **金融機関との信頼関係**の構築を目指す

フィードバック

新たなモニタリングの実践

- ・ 金融機関ごとの**優先課題に重点**を置いた、**対話重視型**の継続的なモニタリングの定着
- ・ 実効性ある対話を行うため、**心理的安全性**を確保することを重視
- ・ 社外を含む**幅広い役職員**と意見交換等
- ・ **財務局と一体**となったモニタリング（意見交換の充実等の連携強化）

モニタリングの品質管理（第三者による外部評価等）

第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関等との間で意見交換を行っている。

1. 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（2019事務年度は7、10、1、4月（注））、定例的に開催している。会議には、金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

（注）4月は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、財務局長会議を中止し、財務局長との意見交換会（WEB会議）を開催。

2. 理財部長会議

財務（支）局理財部長及び沖縄総合事務局財務部長をメンバーとする会議で、年2回（2019事務年度は12、3月（注））、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

（注）3月は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

3. 地方における業務説明会

金融庁幹部が各地域に赴き、地域金融機関の役員を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

2019事務年度（2019年9月～2020年1月に実施）は、地域金融機関と「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」等の説明及びフリーディスカッションを行った。

第3節 人事改革等

I 組織文化（カルチャー）の改革

2019 事務年度においては、次のとおり、人材の育成・活用、組織の活性化に取り組んだ。

- 職場の課題を改善し、改革を浸透させるため、新たに以下に取り組んだ。
 - 局・課室ごとに課題を特定して改革目標を設定するとともに、その取組状況を「見える化」した。
 - 若手職員等に集中してきた「総務」・「庶務」の負担軽減に向けて、プロセス改善に着手した。
 - 職員が課題改善に当事者として参加する枠組み（少人数グループ幹事会）を立ち上げた。
 - 職員による自主的な学びの場作りを支援する仕組み（FSAアカデミア）を立ち上げた。
- 職員による自主的な政策提案の枠組みである政策オープンラボには、2018 事務年度を上回る約 120 名の職員が参加した。
- 課室での活発なコミュニケーションと職員相互の支え合いを一層推進するため、引き続き少人数グループを編成し、1 on 1 ミーティングを実施したほか、職員の気付きを活かすパイロット的取組みとしてグループの目標設定等に取り組んだ。
- 人事改革では、ポストの公募を大幅に拡大したほか、専門分野における業務遂行上必要な能力の向上に向けた取組み等を実施した。

（参考 1）職員育成の例

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等の拡大を図った。また、職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成することや、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行った。

（出向の状況）

（単位：人）

	2019 年 3 月 1 日現在	2020 年 3 月 1 日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	31	31
民間企業等	15	20
地方自治体	5	5
大学教授	3	3
計	54	59

(大学院への留学等の状況)

(単位：人)

	2018 年度	2019 年度
国内大学院（会計、IT、金融等）	8	9
海外大学・大学院（法科、MBA等）	20	17
計	28	26

また、外部の最先端・最前線の知見を組織に取り入れるため、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの外部専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて採用・登用した。

(外部専門家の採用・登用等)

(単位：人)

	2019 年 3 月 1 日現在	2020 年 3 月 1 日現在
弁 護 士	33	39
公 認 会 計 士	69	68
不動産鑑定士	5	5
アクチュアリー	9	9
研 究 者	1	1
情報処理技術者	40	42
金融実務経験者	213	211
計	370	375

(参考2) ワークライフバランスを実現する職場環境

内閣人事局が実施する令和元年度ワークライフバランス職場表彰に庁内のワークライフバランス向上において優れた取組みを推薦し、業務の効率化や職場環境の改善について、創意工夫をいかした特に優れた活動に取り組んだ職場として、国家公務員制度担当大臣表彰2件が選定された。

また、当庁においては、先2件の他、金融庁長官表彰2件を選定した。

II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- ① 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（2019 年 8 月、2019 年 12 月）。
- ② 全職員に対し、倫理監督官（長官）から倫理保持に関する周知を行った（2019 年 12 月）。
- ③ 新規採用職員や転入職員を対象に、倫理・服務研修を実施した（2019 年 7 月、8 月、10 月、2020 年 1 月）。

(2019 事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
0 件	2 件

Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁の法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室及び金融庁の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置している。

窓口に寄せられた情報については、同室において、調査の必要性を十分に検討し、調査の必要性があると判断したときは当該情報を受理することとしている。なお、2019 年度に寄せられた情報のうち、受理したものは 1 件である。

また、公益通報者保護法の施行等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報に適切に対応するための一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受け付ける窓口」も設置している。なお、2019 年度に寄せられた情報のうち、受理したものは 10 件である。

○法令等遵守調査室のメンバー（2020 年 4 月 1 日現在）

室長	田中 豊	（総合政策局参事）
	白根 央	（監督局証券課）
	伊藤 侑也	（総合政策局リスク分析総括課）
	小川 友規	（監督局保険課）
	平沢 由里絵	（企画市場局企業開示課）
	川嶋 彩子	（審判官）
	桐野 修一	（総合政策局リスク分析総括課）
	篠原 孝典	（監督局総務課）
	津田 慧	（総合政策局リスク分析総括課）
	山本 晴美	（企画市場局市場課）
	井口 大輔	（監督局総務課）
顧問	久保利 英明	（総合政策局参事）

第4節 研究

I 金融庁における研究部門

金融庁内において先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、2001年7月、「研究開発室」及び「研究官」を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと「開発研修室」を束ねる「金融研究研修センター」を発足させた。2010年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、その名称を「金融研究センター（以下「センター」という。）」、英語名 Financial Research Center (通称：FSA Institute)へと変更した。

センターの研究部門では、金融行政の理論的基盤を成すような質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場へそうした研究の成果が還元・共有されるよう努めている。また、民間有識者、アカデミズムの有識者等と金融庁職員が相互に交流できる様々な場を設け、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となる役割を担っている。2020年4月1日には吉野直行慶應義塾大学名誉教授を金融研究センター長として迎え、こうしたアカデミアとの連携強化を更に加速させている。

II 具体的な調査研究

センターでは、庁内各部局からの要望に基づき、調査・研究・分析を行っている。2019事務年度においては、計8件の調査研究を実施した。（別紙1参照）

同事務年度の調査・研究としては、別紙1のとおり、株式市場のHFTに関する戦略分析、年金資産の運用高度化、プライベート・エクイティ、気候関連リスク、地域金融機関を含む預金取扱金融機関に関わる複数の研究、更に銀行の業務範囲規制に関する研究など、幅広いテーマで金融行政における重要な課題等に関する調査・研究を実施した。

また、それぞれの調査研究の成果を、計6本の研究成果報告書（ディスカッションペーパー、以下「DP」という。）にまとめ、ウェブサイト上で公表した。なお、各DPの公表に先立ち、庁内向けに研究成果の発表、及び検討を行う研究成果報告会を開催し、職員に研究の成果を還元・共有した。（別紙2参照）

III 産・官・学の連携強化

1. アカデミアとの連携強化

金融行政上の重要な諸課題について、行政面のみならず学術面においても有用な研究成果を得ることを目的として、大学等の研究者と金融庁の職員が協働して行政データ等を活用した研究を開始した。また、研究活動を推進するため、高度な研究・分析のためのインフラ整備を行った。

2. シンポジウムの開催

2019 事務年度は、我が国におけるフィンテック（金融とテクノロジーの融合）の発展、及び成長を世界に発信するとともに、日本をハブにしたグローバルで多様なフィンテック・ステークホルダー・エコシステムの構築、及び新たな形での連携・協力を目指すイベントとして、2019 年 9 月、日本経済新聞社との共催により国際シンポジウム「フィンテック・サミット 2019」を開催した。本シンポジウムにおいては、海外から有識者や当局者等を招聘しブロックチェーンの追跡可能性とプライバシー、AI と倫理、オープン API、サイバーセキュリティなどについて活発な議論を行った。

また、各国の実務家、政府関係者、研究者等とネットワーク強化を行い、望ましい金融規制・監督のあり方等について議論を行った。

3. 研究会「金融経済学勉強会」の開催

アカデミズム等の有識者から金融に関する最先端の研究内容を発表してもらい、金融庁の行政官等との議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的として「金融経済学勉強会」を、計 10 回開催した。

4. 昼休みを利用したカジュアルな勉強会「昼休み講演会（金曜ランチョン）」の開催（別紙 3 参照）

庁内職員の知見・先見性向上を目的として、様々な分野から専門的知見を持つ外部講師を招き、主に金融・経済、テクノロジー等に関する研究・実務の最前線の内容をテーマとしたカジュアルな勉強会「昼休み講演会（金曜ランチョン）」を、計 32 回開催した。

（注）新型コロナウイルスの影響により緊急事態宣言が発せられたことを受け、金融経済学勉強会、昼休み講演会（金曜ランチョン）共に一定期間、開催を見送った。

(別紙１)

研究官・特別研究員一覧

(2020 年 6 月末時点)

研究官/ 特別研究員	研究プロジェクト	氏名
研究官 (常勤)	高頻度取引 (HFT) の戦略分析	大山 篤之
特別研究員 (委嘱)	アセット・オーナーの資産運用の高度化に向けた調査・研究	石田 英和
	プライベート・エクイティの環境整備に向けた調査・研究	谷山 浩一郎
	気候関連リスクの我が国金融システムに対する影響評価	Mr Hugues Chenet
		Mr Jakob Thomae
	経営環境変化と金融機関の活動に関する実証分析—日本の預金取扱金融機関のパネルデータを用いた定量評価—	遠山 祐太
		若森 直樹
	地域金融機関の経営統合の効果・影響についての分析	植杉 威一郎
		金子 拓也
		平賀 一希
		本村 直之
		真鍋 雅史
		矢野 智彦

地域金融機関の外部環境の分析に係る研究と手法の標準化	浅井 義裕
	鶴田 大輔
銀行の業務範囲規制に関する調査・研究プロジェクト	岩原 紳作
	内田 浩史
	加藤 貴仁
	小出 篤
	後藤 元
	松井 智予

2019事務年度に公表したディスカッションペーパー（注）

公表月	ディスカッションペーパータイトル・執筆者
2019年12月	「国際金融規制が日本の銀行行動に及ぼす影響に関する実証分析 ―中小企業金融への波及を中心に―」 岩木 宏道 金融庁金融研究センター特別研究員 （大東文化大学経済学部現代経済学科 専任講師） 大鐘 雄太 金融庁金融研究センター特別研究員 （南山大学経済学部 講師）
2019年10月	「次世代テクノロジーを活用した地域銀行の新たなビジネスモデルの検討」 木村 昌史 金融庁金融研究センター特別研究員 富田 尚子、梶本 裕城
2019年9月	「わが国における不動産情報整備の状況と展望」 清水 千弘 金融庁金融研究センター特別研究員 （日本大学スポーツ科学部教授）
2019年9月	「不動産市場のファンダメンタルズ」 清水 千弘 金融庁金融研究センター特別研究員 （日本大学スポーツ科学部教授） 才田 友美、井上 智夫
2019年9月	「金融機関を標的としたサイバー攻撃等の動向について」 佐々木 稔 金融庁金融研究センター研究官

2019年8月	「顧客本位の業務運営（FD）にふさわしい金融商品販売のあり方」 松本 大輔 金融庁金融研究センター特別研究員 （ルートエフパートナーズ株式会社 代表取締役） 中西 孝雄 金融庁金融研究センター特別研究員 （株式会社トラストアーキテクチャディレクター・データサイエンティスト）
---------	--

（注）公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。

2019 事務年度 昼休み講演会(金曜ランチョン)

日時	講師	テーマ
6月 25 日	井上 浄 (株式会社リバネス 代表取締役副社長 CTO)	「地域から次世代ベンチャー創出へ ～リスクを取れる産学官金の連携～」
6月 17 日	中竹 竜二 (公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 理事、株式会社チームボックス 代表取締役)	「チームの心理的安全性を生み出すリーダーシップ」
3月 12 日	前田 佳宏 (リンカーズ株式会社 代表取締役社長)	「地銀のビジネスマッチングが日本を変える」
3月 6 日	安宅 和人 (慶應義塾大学 環境情報学部教授、ヤフー株式会社 CSO(チーフストラテジーオフィサー))	「シン・ニホン ―AI×データ時代における日本の再生と人材育成―」
2月 21 日	太田 浩 (日本銀行 金融機構局 参事役)	「保険の国際資本基準はどうやって生まれたか ― 国際会議の会議室内外で起きていたこと―」
2月 14 日	富士榮 尚寛 (一般社団法人 OpenID ファウンデーションジャパン理事、KYC ワーキンググループ・リーダー、米国 OpenID Foundation Co-chair, eKYC and Identity Assurance Working Group)	「アイデンティティ on ブロックチェーンの動向」
2月 3 日	宮田 裕章 (慶應義塾大学 医学部政策 管理学教室教授)	「デジタルトランスフォーメーション(DX)の先にある新しい社会」
1月 29 日	青柳 潤 (カリフォルニア大学バークレー校経済学博士課程)	「マーケットマイクロストラクチャー入門 ― HFT の速度規制を例に―」
1月 24 日	中城 元臣 (株式会社 Chaintope、Chief Ethereum Researcher)	「最新のアップデートから見る Ethereum の動向」
1月 9 日	岩波 直樹 (株式会社 eumo 取締役、株式会社ワークハピネス Co-Founder、社団法人ユウダイモニア研究所 理事)	「これからの時代の人と組織 ～人づくり、組織づくり～」
12 月 20 日	Trung Nam Tran	“On-site Inspection”

	Visiting Fellow of the Global Financial Partnership Center (GLOPAC), FSA	
	Batbold Zorigt Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparison of Japanese and Mongolian Risk Management System in Insurance Sector”
12 月 19 日	Naif Rashed Alarfaj Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“GLOPAC Outcomes and the Saudi Insurance Market”
	Ei Nandar Aung Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Regulation and Supervision in Myanmar”
12 月 18 日	Natthakarn Likitphonpadung Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Insurance Product Supervision Framework”
	Iwan Partogi Pasaribu Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Good Corporate Governance, Earthquake Insurance and Governance Risk and Compliance (GRC) in Insurance Sector”
12 月 17 日	渡辺 安虎 (東京大学大学院経済学研究科 教授)	「実証ミクロ経済学に基づくデータ分析」
12 月 16 日	Kimyorn Choun Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Insurance supervision framework in Cambodia”
	Chesney Kgamedu Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Lessons learned and Proposed Recommendations to the Prudential Authority of SA”
12 月 13 日	Ogona Tshoswane Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Regulating the Insurance Sector in Botswana – Lessons learned from the JFSA”
	Limbikani Duncan Nundwe Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“2019 GLOPAC KEY LEARNING POINTS FOR MALAWI”
12 月 6 日	山森 康平 (トレジャーデータ株式会社 ビジネスディベロップメントディレクター)	「データ活用による金融機関のサービス変革事例」
11 月 28 日	入山 章栄 (早稲田大学大学院経営管理研究科 教授)	「世界の経営学から見る、日本企業イノベーション創出への示唆」
11 月 22 日	Jon Bradshaw (Elliptic 社データ&エンジニアリング)	「トラベルルールについて」
11 月 15 日	高野 (アブリュ) ブルーノ (国際レグテック協会 (IRTA) 上級理事および日本支部責任者)	「レグテックのグローバルな動向 - eKYC イノベーション」
11 月 7 日	山本 康正 (ハーバード大学客員研究員、京都大学)	「テクノロジービジネスの 2020 年の展望、米中の攻防、5G、ブロックチェーンから人工

	特任准教授)	知能まで」
10月31日	浅井 満知子 (株式会社エイアンドピープル 代表理事)	「Plain English & Language という新視点による英語コミュニケーションの生産性向上」
10月29日	西成 活裕 (東京大学先端科学技術研究センター教授)	「逆説の法則 ～渋滞学に学ぶ真の効率化～」
10月25日	北野 宏明 (株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所 代表取締役社長)	「人工知能技術の最先端と社会・産業へのインパクト」
10月4日	合田 真 (日本植物燃料株式会社 代表取締役)	「イノベーションは辺境から ～地産地消型エネルギーから電子マネーまで～」
9月26日	中島 健祐 (デンマーク大使館 投資部 部門長)	「デジタルデンマークが導く次世代型社会システムの展開可能性 ～21世紀を主導すると期待される北欧型社会システムの本質に迫る～」
9月13日	三橋 優隆 (サステナブルバリューアドバイザー株式会社 代表取締役)	「インパクト・インベストメント～地方創生と地域金融機関の処方箋～」
9月2日	杉本 展康 (国際通貨基金 金融市場局 金融規制監督課 Senior Financial Sector Expert)	「元金融庁職員から見た国際機関(IMF)」
8月20日	島田 直貴 (株式会社金融ビジネスアンドテクノロジー代表)	「地域金融機関のサバイバル戦略とデジタルライゼーション」
8月2日	齊藤 剛 (前 JICA 長期専門家、ミャンマー計画財務大臣顧問・保険セクター担当)	「激動期のミャンマー保険市場」
7月19日	出口 治明 (立命館アジア太平洋大学 学長)	「これからの働き方」
7月12日	栗田 亮 (JICA 専門家、Policy Advisor to the Deputy Minister for Planning and Finance in Myanmar)	「ミャンマー証券市場の胎動期の軌跡」

※新型コロナウイルスの影響により、緊急事態宣言期間中等を中心に開催見送り。

第5節 研修

I 金融庁における研修

金融行政は、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応するため、極めて高い専門性が求められる分野である。金融行政の質を高めていくためには、職員の能力向上を図る必要がある。

金融庁では、多様なバックグラウンドを有する職員の専門性を高めるため、OJTと連動した、業務に関する体系的な知識や高度なスキルなどを習得するための研修を実施している。

なお、金融庁と財務省で共通する専門分野に関し、必要に応じて財務省と共同で研修を実施している。

II 2019 事務年度の研修実施状況（別紙1 参照）

2019 事務年度については、研修効果を高めるため、主に以下の点について研修内容等の見直しを行った。

1. 階層別研修

新任係長研修及び新任課長補佐研修について、2018 事務年度まで就任直後に実施していた時期や内容を見直し、役職就任から半年後を目途に自身の課題や取組み等についてのグループワークへ変更した。上記に加え、各役職に求められるスキルや能力を役職就任前に獲得させるため、新たに説明力向上を目的とした係長育成研修及びリーダーシップ向上を目的とした課長補佐育成研修を実施した。

2. 1 on 1 研修

2018 事務年度に導入された 1on1 ミーティングに関し、課室長クラス及び少人数グループリーダーに対しては、実施する側に必要な心構えやスキルを、また係長クラス以下の職員に対しては、受ける側に必要な心構えやスキルの獲得を目的とした研修を実施した。

3. 語学研修

受講対象及び受講要件を明確化し、業務でより語学力を必要とする者を受講者とする選定基準を設けた。また英語研修に関しては、対面によるレッスンを廃止し、時間及び場所を研修生自身が自由に設定し受講できるよう、オンライン学習システムを導入した。

2019事務年度(2019年7月～2020年6月)研修実施状況

(2020年6月30日現在)

区分	研修名	コース	目的	対象者	実施月
全 員 必 修	必修研修		①金融庁職員として認識・理解しておくべき制度や基本的事項の理解（情報・公文書管理、公務員倫理、セクシュアル・ハラスメント、服務規律、障がい者理解、特定秘密保護、公益通報者保護制度、メンタルヘルス、IT・サイバーセキュリティ等） ②金融庁職員として認識・理解しておくべき足下の行政課題や環境変化の理解（組織改革、IT戦略・デジタル化、SDGs、内外金融情勢等）	全職員【必修】	①主に5、6月 受講できなかったものは転入職員研修で受講
	転入職員研修		金融庁職員の在り方、金融庁における基本実務及び上記必修研修①の研修内容等、金融庁で勤務していく上で必要となる基本的事項の理解	転入職員、中途採用職員等【必修】 （※事務補佐員を含む）	7月・8月・10月 1月・4月
階 層	個室幹部向け必修研修（情報管理・倫理）		組織のトップマネジメント層として特に認識すべき事項（情報管理・倫理に関する内容）の理解	個室幹部職員	新型コロナウイルスのため、延期
	セクシュアル・ハラスメント／メンタルヘルス研修（個室幹部及び管理・監督者）		セクシュアルハラスメントなどハラスメントを防止するとともに、職員の心の健康づくりの保持増進に努め、職場環境の向上を図るための理解	個室幹部及び管理・監督者 （※企画官以上必修）	10月
	新任課長補佐研修		新任課長補佐に対して、自身のマネジメントについて有益な振り返りを促すとともに、そこから得られる教訓を今後のマネジメント改善に生かせるようにすること。	2019事務年度に課長補佐相当職に昇任した職員 【必修】	3月
	新任係長研修		係長として実際に仕事をして感じた課題等の振り返り（グループワーク）を行うとともに、係長に必要な業務遂行能力（コミュニケーション力）の養成	2019事務年度に係長相当職に昇任した職員 【必修】	12月
	係長育成研修		係長級職員として必要な知識・技術等を付与。（テーマ：説明力向上）	平成28年度採用一般職職員【必修】 平成30年度採用総合職職員（希望者）	11月
	新規採用職員フォローアップ研修		入庁後半年経過を目途として、日頃抱えている悩みや不安などを共有するとともに、各人の経験を持ち寄り、そこから学んだことも合わせて共有する。	令和2年度新規採用職員【必修】 ※一般職も総合職も全員必修参加。	9月、10月
	課長補佐育成研修		課長補佐級職員として必要な知識・技術等を付与。（テーマ：リーダーシップ）	〔総合職〕 平成２７年度採用職員（平成２６年度採用職員については、希望者のみ受講） 〔一般職〕 【金融庁及び他省庁本省採用職員】 平成２０年度採用職員（平成１６～１９年度採用の係長級職員については、希望者のみ受講） 【財務局等地方部局採用職員】平成１８年度採用職員（平成１４～１７年度採用の係長級職員については、希望者のみ受講） 【高卒区分採用職員】平成１６年度採用職員（平成１１～１５年度採用の係長級職員については、希望者のみ受講） 【中途採用職員（人事交流等も含む）】係長級職員（希望者のみ受講）	12月、2月
	幹部候補育成課程職員向け研修		将来、幹部として職を担っていくために必要な能力等(局長クラス・課室長クラスのコンピテンシー)の向上	幹部候補育成課程対象者【必修】 （※育成期間中）	新型コロナウイルスのため、延期
	新規採用者研修（総合職・一般職）		国家公務員としての常識・心構え（ビジネスマナー、責任感の醸成、意見を積極的に具申する主体性等）、基礎的な思考力・スキル（簿記・会計知識、ＰＣスキル、説明力、対話力、ライティング力等）、基本的な業務知識（金融・経済知識、法体系、専門分野毎の基本的な実務とキャリアプラン等）の習得	令和2年度新規採用職員【必修】 ※一般職の研修の一部について、総合職も必修参加。	4月、6月 （コロナ対応のため、大部分を延期）
研 修	異業種交流セミナー		組織改革や活性化のため、外部との交流を通じて多様な組織・意見に触れることにより、業務では得ることのできなかった新しい価値観や発想、人的・知的ネットワークの構築	30歳代の係長から課長補佐相当職の金融庁プロパー職員（選抜指名制）	新型コロナウイルスのため、延期
	教養講話		組織における知識創造のメカニズムや、知識創造における共感の重要性を講義いただくことで、当庁が目指している金融機関との「深度ある対話」をより深く理解するため。 【講師：野中郁次郎（一橋大学名誉教授）】	全職員（希望者）	1月
	相談室実地研修		相談室に寄せられる生の声を直接聞くことで、金融の現場の実態をより深く理解すること。	翌事務年度に係長級に昇任する年次の職員（総合職・一般職共通）	5月～6月 （コロナによる相談件数の急増に伴って、相談室の受け入れが不可となり、延期）

区分	研 修 名	コース	目 的	対 象 者	実 施 月
業 務 別 研 修	英語	英語力育成研修	ハイレベルコース 中級から上級者の方を対象として、オンラインでのマンツーマン英会話レッスン等により、海外機関等との折衝等に必要な語学力の維持・向上を図る	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、英語学習が真に必要と認められる職員)	9～3月
		ノーマルコース	オンラインでのマンツーマン英会話レッスンにより、基礎的な英会話能力の向上から、応用的なビジネス英会話能力の向上まで研修生のレベルに応じた英会話の能力の維持・向上を図る		9～3月
		英文ビジネスライティング研修	「海外出張」「会議」といった各テーマに沿った英作文を作成し、添削を受けることにより、英文でのビジネスライティング能力の向上を図る		9～3月
	学	中国語研修	マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝に必要な中国語に関する語学力の維持・向上を図る	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、中国語学習が真に必要と認められる職員)	9月期・1月期・4月期 (各期3か月)
		国際交渉人材養成	テーマ毎のワークショップ形式により、国際会議(マルチ)・ミーティング等で効果的に主張できるようになるための、実践的なノウハウ・スキル等の付与	国際会議に出席する者	7月～8月
		ブレイン・イングリッシュ研修	読み手に「簡潔・明瞭・的確」にメッセージを伝え、ビジネスを円滑に進めるような英文作成のポイントの習得	全職員	2月～3月
	I T	ITパスポート研修	基礎的な情報技術を活用するため、ITパスポート試験相当の知識(テクノロジ系(IT技術)、ストラテジ系(経営全般)、マネジメント系(IT管理))の習得	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、ITに関する知識習得が真に必要と認められる職員) (※金融庁プロパー職員のうち当研修を受受講の係員)	10月～12月
		情報セキュリティマネジメント研修	情報セキュリティの考え方をはじめ、情報セキュリティ管理の実践規範、各種対策、情報セキュリティ関連法規、ネットワーク、システム監査、経営管理等、情報セキュリティマネジメント試験(国家試験)相当の知識の付与		1月～2月
		人工知能(Deep Learning)研修	人工知能技術の中核になっているディープラーニングの仕組み、深層強化学習等の知識の付与	全職員	2月
	企 業 会 計	企業会計実務研修	会計制度に関する専門的な知識(税効果会計、企業結合会計、連結決算、退職給付会計、減損会計、最近の会計基準の動向等)の付与	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、会計制度に関する知識習得が真に必要と認められる職員)	2月
		国際財務報告基準研修 (IFRS研修)	国際財務報告基準(IFRS)に関する専門的な知識(IFRS適用状況、IFRS総論、連結・企業結合会計、リース会計、収益認識、金融商品会計等)の付与	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、会計制度に関する知識習得が真に必要と認められる職員)	9月
	総 務	総務系統事務研修	総務・経理事務に関して、適切な事務処理を行う上で必要な庁内事務処理等(予算の流れ、経理関連事務、旅費支払事務、庁舎管理事務、適正な会計処理について、広報関連事務、調達関連事務、福利・厚生・共済事務、服務管理)の手続きに関する知識の付与	総務、経理事務の担当職員	8月
	メ デ ィ ア	メディア対応研修	メディア対応における基本動作、危機管理対応能力等の更なる向上、実習形式での記者会見・インタビュー対応技術の習得	業務においてメディア対応(記者レク等)の知識を必要とする職員(基本動作) 業務においてメディア対応(記者レク等)の実践的な知識を必要とする各課室総括補佐以上の職員(実習)	8月
	メン タル ヘル ス	メンタルヘルス研修 (専門相談員)	対外的なストレスに晒される機会の多い金融サービス利用者相談室等に所属する専門相談員に対して、ストレスマネジメントに関する知識の付与	金融サービス利用者相談室に所属する専門相談員 証券取引等監視委員会事務局に所属する専門相談員	11月
		メンター研修	新規採用職員のメンターに対する、メンタリングに関する知識・スキルの付与	メンター職員	4月 (緊急事態宣言のため、来事務年度に延期)
	P C	Excel研修	Excelに関する基礎知識やデータ集計及びデータクレンジングに関する知識・技能の付与	全職員	1月～2月
		PowerPoint研修	PowerPointに関する基礎的・応用的な知識・技能の付与		2月

区分		研修名	コース	目 的	対 象 者	実 施 月	
業 別 研 修	モニタリング課程	モニタリング研修	業態別コース（基礎）	モニタリング業務（業態別）を遂行するうえで必要な基礎的な知識等の付与	モニタリング業務（業態別）新任担当職員	7月～8月	
			専門分野別コース（基礎）	モニタリング業務（専門分野別）を遂行するうえで必要な基礎的な知識等の付与	モニタリング業務（専門分野別）新任担当職員	7月～8月	
			業態別コース（実務）	モニタリング業務（業態別）を遂行するうえで必要な専門的な知識及び実践的なスキル等の付与	経験年数1年以上のモニタリング業務（業態別）担当職員	7月～8月・11月1月	
			専門分野別コース（実務）	モニタリング業務（専門分野別）を遂行するうえで必要な専門的な知識及び実践的なスキル等の付与	経験年数1年以上のモニタリング業務（専門分野別）担当職員	7月～8月・11月1月	
	企画部門	企画・画・部・門	企画系統研修	企画部門の職員として必要な知識（企画部門の作法、局長講話、信用制度をめぐる諸問題、市場行政をめぐる諸問題、企業開示行政をめぐる諸課題）の付与	企画部門職員	9月	
			開示審査基礎研修	企業内容の開示審査業務に関する基礎的な知識（企業会計の基礎、金融商品取引法における開示制度、有価証券届出書の審査実務、有価証券報告書等の審査実務、大量保有報告書の審査実務等）の付与	新任の開示審査業務担当職員	7月～8月	
			開示審査実務研修	企業内容開示審査業務に関する専門的な知識（企業開示制度の現状、ディスクロージャー制度の概要と事案対応、有価証券届出書の審査事例、大量保有報告書の審査事例、不正会計発見のために財務分析等）の付与	経験年数1年以上の開示審査業務担当職員	10月	
			開示・会計・監査部門専門研修	「開示人材スキルマップ」に掲げられている「会社法」及び「公認会計士監査」に関する基本的な知識の習得	庁内全職員（開示・会計・監査分野へ興味のある方）	8月、9月	
	監視部門	監視部門	監視部門の研修（市場監視総合、市場監視基礎・実務、犯則調査基礎・実務、取引審査基礎・実務、取引調査基礎・実務、開示検査基礎・実務、国際取引等調査基礎・実務、モニタリング基礎・実務）	市場監視基礎（共通）研修	市場監視業務を遂行するうえで必要な基礎的知識（金融商品の基礎知識、金融商品取引法総論・各論等）の付与	新任の市場監視事務担当者、証券調査官、審判官等	7月
				犯則調査基礎研修	犯則調査業務を遂行するうえで必要な基礎的知識（犯則調査業務概要、犯則類型別の解説、証券会社・銀行調査等）の付与	新任の証券取引特別調査官等	8月
				取引審査基礎研修	取引審査業務を遂行するうえで必要な基礎的知識（内部者取引、相場操縦、審査手法、アルゴリズム取引・HFI等）の付与	新任の証券取引審査官等	8月
				取引調査基礎研修	取引調査業務を遂行するうえで必要な基礎的知識（内部者取引、相場操縦、基礎調査、デジタルフォレンジック等）の付与	新任の証券調査官等	8月
				開示検査基礎研修	開示検査業務に関して必要な基礎的知識（開示検査業務概要、質問調査、検査報告書、検査事案分析等）の付与	新任の証券調査官等	7月
				国際取引等調査基礎研修	国際取引等調査に関して必要な基礎的知識（内部者取引、相場操縦、クロスボーダー事案に係るMOU等）の付与	新任の国際取引等調査室の証券調査官等	8月
				市場監視総合研修	市場監視業務に関する総合的な知識（行政方針等）の付与	市場監視業務担当者、証券調査官等	1月
				市場監視実務（共通）研修	市場監視業務を遂行するうえで必要な専門的知識（プロジェクトマネジメント、調査・検査における対話力等）の付与	経験年数1年以上の市場監視事務担当者、証券調査官等	7月
				犯則調査実務研修	犯則調査業務を遂行するうえで必要な専門的知識（電子データ等の証拠化、刑事訴訟法等）の付与	経験年数1年以上の証券取引特別調査官等	8月・1月
				取引審査実務研修	取引審査業務を遂行するうえで必要な専門的知識（人工知能の売買審査業務への適用、事例研究等）の付与	証券取引審査官等	1月
				取引調査実務研修	取引調査業務を遂行するうえで必要な専門的知識（基礎調査、本格調査、デジタルフォレンジック等）の付与	経験年数1年以上の証券調査官等	8月・1月
				開示検査実務研修	開示検査業務に関して必要な専門的知識（開示検査の実務、コーポレートガバナンス・コード等）の付与	経験年数1年以上の証券調査官等	8月・12月
国際取引等調査実務研修				国際取引等調査に関して必要な専門的知識（インサイダー取引の構成要件、MMOU等）の付与	国際取引等調査室の証券調査官等	8月・1月	
モニタリング基礎（証券コース）				証券に係るモニタリング業務を遂行するうえで必要な基礎的知識の付与	新任のモニタリング業務（証券）担当職員等	8月	
モニタリング実務（証券コース）				証券に係るモニタリング業務を遂行するうえで必要な専門的な知識及び実践的なスキルの付与	経験年数1年以上のモニタリング業務（証券）担当職員等	7月	
会計士				公認会計士等検査事務研修		公認会計士等検査に関する基礎的、専門的知識（検査手続、品質管理レビュー、監査基準・企業会計に関する最近の動向等）の付与	公認会計士・監査審査会職員等
その他	業務支援統合システム研修		業務支援統合システム（コグノス）を利用して、金融機関等が提出した計表のダウンロードや、そのデータをコグノスで抽出するといった基本的操作知識の付与	業務支援統合システムを利用することが見込まれる職員	8月		

区分	研 修 名	コース	目 的	対 象 者	実 施 月
通 信 研 修	【主な開催講座】 ・証券アナリスト ・簿記検定3級・2級・1級・全経上級 ・TOEIC L&R TEST対策(500、650、750、900点) ・基本情報技術者・応用情報技術者		左記研修レベル相当の知識の付与	全職員 (実費負担) ※団体申込みによる割引適用	9月期、3月期
	米国証券アナリスト(CFA)		CFA(Chartered Financial Analyst)資格の取得		6月受験、12月受験

第6節 デジタル・ガバメントへの取り組み

I 概要

政府全体において、国民全員がデジタル技術の便益を享受し、一人ひとりのニーズに合った形で社会課題を解決しつつ、安全安心な暮らしや豊かさを実感できる社会の実現に向けたデジタル・ガバメントの推進に取り組んでいる。

2019年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」では、

- 全ての行政サービスをオンラインで完結できるようにする行政手続のデジタル化、
 - テレワークやオンライン会議の整備といった業務におけるデジタル技術の活用、
 - PMOによるプロジェクト管理をはじめとした各府省のガバナンス強化、
- 等が示されている。

当庁においては、情報化統括責任者（CIO：Chief Information Officer）、情報化副統括責任者（副CIO）及び専門的な知識を有するCIO補佐官等を構成員とする金融庁PMO（Portfolio Management Office）の統括の下、「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、2020年3月に「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」（以下「本計画」という。）を策定し、デジタル・ガバメントの実現に向けた以下の取り組みを推進している。

- （1）利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化
- （2）デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備
- （3）価値を生み出すITガバナンス
- （4）業務におけるデジタル技術の活用

II 取組実績

2019事務年度、当庁においてデジタル・ガバメントの実現のために以下の取り組みを行った。

（1）利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化

行政機関から金融機関に対して書面による預貯金の照会等が年間約6,000万件行われており、金融機関の負担軽減や行政機関の業務省力化・迅速化等の観点から、金融機関に対する預貯金等の照会に係るデジタル化について、2019年度に金融機関×行政機関の情報連携検討会（事務局：内閣官房IT総合戦略室、金融庁）を開催し、同年11月に「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」を取りまとめた。

また、当庁所管の行政手続のデジタル化については、2019年12月に利用実績の多い6手続きについて、オンラインで申請等が行えるようにシステム整備を行った。現在、当庁全ての手続きについてオンラインで申請等が行えるよう金融庁電子申請・届出システムの更改を進めている。

(2) デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備

府省重点プロジェクトである金融庁電子申請・届出システムや金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）について、クラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、クラウドサービスの利用を前提とした効果的かつ効率的なシステム更改を行う方向で検討を進め、次期更改においてはクラウドサービスを前提としたシステム整備を行う予定である。

また、情報セキュリティ対策については、情報セキュリティ水準を適切に維持し、リスクを総合的に低減させるために、2019 事務年度においては、以下の取組みを計画的に実施した。

- ・ 情報セキュリティに関する研修（情報セキュリティ研修や標的型攻撃メール対処訓練）
- ・ N I S C（内閣サイバーセキュリティセンター）が主催する実践的なサイバー攻撃対処訓練への参加
- ・ 情報セキュリティ監査の実施やN I S Cが実施するペネトレーションテスト（模擬攻撃訓練）の活用を通じたセキュリティ対策の実効性の確認
- ・ 脆弱性情報等の早期警戒情報の収集、庁内システム担当者への展開によるシステム設定の確認・強化の実施

(3) 価値を生み出す I T ガバナンス

金融庁 C I O 等による助言・監督の下で、財源や人材等のリソースを適切に配分しつつ、「本計画」記載の各取組みを当庁として一体的に推進していくために、当庁の P M O が I T ガバナンスを発揮し、I T 戦略の企画・立案・調達支援・監査等を着実に実施した。

情報システムの調達に当たっては、P M O が、その仕様及びコストの妥当性等を十分に検証し、更には、C I O、副 C I O、各局総務課長及び C I O 補佐官等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」で政府調達に該当する情報システム調達案件について、調達の適切性等について審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んだ。

また、「本計画」に基づき、情報システムの統廃合や政府共通プラットフォームへの移行等による情報システムの運用コストの削減に取り組み、2019 事務年度においては、機器の更改準備を控えた主要システムに対して、「システム監査」を実施し、投資管理を含めたシステムの有効性について、点検、評価した。

併せて、将来的に、こうした取組みを支えるセキュリティ・I T 人材の計画的な確保・育成やデジタルデバイド対策等に対応するため、「政府機関におけるセキュリティ・I T 人材育成総合強化方針」（2016 年 3 月）に基づき、当庁においても同年 8 月に「金融庁セキュリティ・I T 人材確保・育成計画」を策定し、2019 年 8 月に改訂を行った。

(4) 業務におけるデジタル技術の活用

当庁における効率的かつ効果的な業務運営を推進する観点から、2020 年 1 月に金融庁 LAN を更改し、Skype for Business の導入による職員間及び財務局間のオンライン会議の活用、小型軽量化 PC の導入及び職員 PC の持ち帰りによるテレワーク勤務の促進、庁舎内の無線 LAN の導入によるペーパーレスな働き方の推進を行い、当庁におけるデジタル技術を活用した働き方の基盤となる通信環境の整備等を実施した。

新型コロナウイルス感染症への対応として、より多くの職員がテレワーク勤務ができるよう、同年 5 月に金融庁 LAN の通信回線を増強した。また、6 月に職員 PC から外部とオンライン会議を開催できるようにしたことに加えて、7 月以降には、令和 2 年度補正予算の活用等によりオンライン会議のシステム環境を拡充した。

RPA 等のデジタル技術を活用する取組みを実施し、2019 年度においては 12 件の業務について RPA 化を行い、約 1,200 時間/年の業務時間を削減した。

第7節 報道・広報

I 報道対応

1. 報道発表及び記者会見等の実施

毎週2回の閣議後に実施している大臣記者会見（102回）に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（46回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ（報道発表件数：474件）。

II 広報活動（新型コロナウイルス感染症を踏まえた広報活動・相談体制の強化は、後掲「第2部第6章第7節」参照）

1. 金融庁ウェブサイト等による広報の充実

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置やトピックス（HPのトップページ上段）（別紙1参照）への掲載などによる施策の周知・注意喚起などの取り組みを行っている。

2019事務年度は、令和元年台風第19号関連情報について、特設サイトを設け、被災者にとって有益と思われる情報の掲載を行った。加えて、金融庁ウェブサイトの利便性向上のため、日本語ページに対応する英語ページの存否をわかりやすくするなど、ウェブサイトの構成及びコンテンツの見直しを行った。

また、金融庁が公表した新着情報等をTwitterの金融庁公式アカウントに個別に投稿、広報誌「アクセスFSA」を2019年9月号からリニューアルし、政務三役による講演・会議の紹介や職員による政策解説等を掲載してコンテンツを充実させるとともに、写真や図表を多用した読みやすい誌面へと刷新するなど、情報発信の強化に努めた。

2. 海外に対する情報発信

金融庁の政策や金融行政の仕組みを英語でより理解しやすいものとするため、金融庁の政策概要（モニタリング結果に係るレポート、ディスカッションペーパー等）や広報誌「アクセスFSA」の英訳公表、Twitterの金融庁英語版公式アカウントの新規開設など、英語による積極的な情報発信を行った。

3. 政府広報の活用

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、別紙2のとおり、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

(別紙1)

【2019 事務年度に開設した金融庁ウェブサイトの特設サイトについて】

1. 令和元年台風第19号関連情報
2. 新型コロナウイルス感染症関連情報

【金融庁ウェブサイトのトピックスについて（トップページ上段）】（2020年6月30日時点）

1. 新型コロナウイルスに乗じた犯罪等にご注意ください！
2. 給与の買取りをうたった違法なヤミ金融にご注意ください！
3. 多重債務防止のための注意喚起（高額な手数料によるファクタリングに関する注意喚起）
4. バイナリーオプション取引にあたってご注意ください！
5. SNS等を利用した「個人間融資」にご注意ください！
6. インターネット・バンキングによる預金の不正送金事案が多発しています。
7. 金融庁職員も現場で一緒に考えます「地域課題解決支援チーム」
8. LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応について
9. 金融機関窓口や郵送書類等による確認手続きにご協力ください
10. 企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）について
11. 外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について
12. 長い間、お取引のない預金等はありませんか？
13. FinTechサポートデスクについて
14. 暗号資産に関する情報を掲載しました。
15. 顧客本位の業務運営に関する情報を掲載しました。
16. 金融サービス利用者相談室～皆様の「声」をお寄せください！
17. 講演等
18. 国会提出法案等
19. 改元に伴う元号による年表示の取扱いについて
20. 貸付自粛制度について
21. ソーシャルレンディングへの投資にあたって
22. 「インサイダー取引規制に関するQ&A」を分かりやすく改訂しました！
23. 2018年12月25日から、全銀EDIシステム稼動により、経理事務の負担が軽減されます！
24. “責任ある機関投資家”の諸原則～「日本版スチュワードシップ・コード」の改訂
25. 電子決済等代行業を営むみなさまへ
26. アパート等のサブリースに関連する注意喚起について
27. 日本における初の金融関係国際機関～IFIAR事務局開設

2019事務年度政府広報実績(2019. 7. 1～2020. 6. 30)

	媒 体（広報実施時期）		テ ー マ
テレビ	定時番組	BS-TBS 霞が関からお知らせします (2019年9月1日放送)	マネロン・テロ資金供与防止
ラジオ	政府広報ラジオ番組	「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」 (2019年8月31日放送)	マネロン・テロ資金供与防止
	政府広報ラジオ番組	ラジオスポット(60秒) (2020年2月3日から2月9日)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
出版物	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』vol. 71 (2020年11月発行)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
新聞	地方紙	記事下 (2019年8月24日掲載)	マネロン・テロ資金供与防止
	中央5紙、ブロック3紙、地方65紙	突出し (2020年4月13日から4月19日)	新型コロナ(資金繰り)
インター ネット	モバイル携帯端末サイト広告	News CAFE 携帯端末用無料ニュースサイト (2019年7月8日から7月14日)	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
	モバイル携帯端末サイト広告	News CAFE 携帯端末用無料ニュースサイト (2019年7月22日から7月28日)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続き
	モバイル携帯端末サイト広告	News CAFE 携帯端末用無料ニュースサイト (2019年9月23日から9月29日)	休眠預金等活用法
	モバイル携帯端末サイト広告	News CAFE 携帯端末用無料ニュースサイト (2019年12月30日から2020年1月5日)	休眠預金等活用法
	インターネットテキスト広告	YOMIURI ONLINE (2020年5月11日から5月17日)	貸付自粛制度について
	インターネットテキスト広告	毎日新聞 (2019年8月12日から8月18日)	休眠預金等活用法
	インターネットテキスト広告	毎日新聞 (2019年10月28日から11月3日)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	インターネットテキスト広告	産経デジタル (2019年8月19日から8月25日)	休眠預金等活用法
	インターネットテキスト広告	産経デジタル (2019年10月14日から10月20日)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	インターネットテキスト広告	毎日新聞デジタル (2019年8月19日から8月25日)	休眠預金等活用法
	インターネットテキスト広告	毎日新聞デジタル (2019年10月21日から10月27日)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	インターネットテキスト広告	グノシー (2019年9月9日から9月15日)	休眠預金等活用法
	インターネットテキスト広告	Smart News (2019年11月11日から11月17日)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	インターネットテキスト広告	Infoseek楽天 (2019年9月30日から10月6日)	休眠預金等活用法
	インターネットテキスト広告	Infoseek楽天 (2019年10月7日から10月13日)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2019年8月12日～8月18日)	休眠預金等活用法
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2019年8月26日～9月1日)	マネロン・テロ資金供与防止
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2020年2月3日～2月9日)	新型コロナ(資金繰り)

	媒 体（広報実施時期）		テーマ
その他	政府広報オンライン お役立ち情報	2010年7月から掲載（2013年5月24日更新）	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じですか？ 借入れのルール
	政府広報オンライン お役立ち情報	2011年7月から掲載（2013年8月13日更新）	金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください
	政府広報オンライン お役立ち情報	2011年8月から掲載（2017年3月14日更新）	「振り込み詐欺救済法」に基づき、振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンライン お役立ち情報	2013年6月から掲載（2016年1月12日更新）	新しい投資優遇制度「NISA（ニーサ）」がスタート！将来に向けた資産形成を考えるきっかけに
	政府広報オンライン お役立ち情報	2013年9月から掲載（2017年3月22日更新）	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者の方へ 個人版私的整理ガイドラインをご存じですか。
	政府広報オンライン お役立ち情報	2014年4月から掲載	知らないと損をする？ 最低限身に付けておきたい「金融リテラシー（知識・判断力）」
	政府広報オンライン お役立ち情報	2015年3月から掲載	中小企業や小規模事業者の方へ ご存じですか？「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があります
	政府広報オンライン お役立ち情報	2015年10月から掲載（2016年3月2日更新）	投資詐欺にご注意を 気をつけるべき6つのポイント。相談窓口もご紹介。
	政府広報オンライン お役立ち情報	2016年7月から掲載（2019年10月30日更新）	大規模な自然災害でローンの返済が困難になった方へ ご利用ください。「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2017年5月から掲載	仮想通貨交換業に関する法制度の施行
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2019年7月から掲載	休眠預金等活用法

第8節 情報公開等

I 開示請求の動向

1. 行政文書の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、2019年度の開示請求の受付件数は177件となっている。

(2) 主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 金融機関等所管する法人に関する文書
- ② 行政処分等に関する文書
- ③ 調査・検査先に関する文書

開示請求の受付及び処理状況（2019年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	2	164	6	36	42	20	0	10
証券取引等 監視委員会	2	10	0	3	3	6	0	4
公認会計士・ 監査審査会	0	3	1	1	2	1	1	1
合 計	4	177	7	40	47	27	1	15

（注1）本表は、2019年4月から2020年3月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関情報公開法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注2）2020年度における6月末までの開示請求の受付件数は19件である。

(3) 不服申立等

2019年度における不服申立受理件数は3件、前年度繰越分は1件となっており、これらのうち1件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、2019年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は22件であり、全てについて同年度中に裁決・決定を行っている。

2. 行政機関の保有する個人情報の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号、17 年 4 月 1 日施行）に基づく、2019 年度の開示請求の受付件数は 1,098 件となっている。

(2) 主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

- ① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案
- ② 請求者本人の個別金融機関に対する申立ての応接記録等

開示請求の受付及び処理状況（2019 年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開 示決 定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	2	11	3	6	9	5	0	0
証券取引等 監視委員会	0	1	0	0	0	0	0	1
公認会計士・ 監査審査会	30	1,086	1,102	0	1,102	0	2	12
合 計	32	1,098	1,105	6	1,111	5	2	13

（注 1）本表は、2019 年 4 月から 2020 年 3 月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関個人情報保護法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注 2）2020 年度における 6 月末の開示請求の受付件数は 40 件である。

(3) 不服申立等

2019 年度における開示決定等に対する不服申立受理件数は 3 件、前年度繰越分は 1 件となっており、これらのうち 3 件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、2019 年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は 12 件であり、うち 7 件は同年度中に裁決・決定を行っている。

II 文書管理等の状況

1. 内部管理体制

(1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、研修を実施（合計 2 回）。

（２）自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、2019 年 10 月～11 月に自主点検を実施。

また、自主点検後、2020 年 2 月において監査を実施。

2. 文書管理の状況

（１）概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、2019 事務年度（2019 年 7 月～2020 年 6 月）において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が 12 件発生した。（行政文書の紛失、メールの誤送信など）。

ただし、行政文書の紛失については、後日、見付かったものがあること等外部に漏えいした可能性は極めて低く、また、誤送信についても速やかに相手方にメール削除を依頼し、対応いただいている。いずれも 2 次被害は確認されていない。

（２）再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

- ① 行政文書の入手方法や管理方法等を改めて確認のうえ、必要な見直しを行うよう周知。
- ② 職務の性質上、デジタル化が差し支えない資料についてはデジタル化することを徹底。
- ③ 長時間離席するときは、特に機密性のある文書を机上に放置しないことを徹底。

第9節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

また、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、金融機関等との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点を公表することとしている（2017年1月以降）。

なお、2020年3月以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、テレビ会議システムを活用したリモート開催や書面開催など、非対面形式での開催とした。

（参考）金融機関等との意見交換会の開催実績（2019年7月～2020年6月）

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11回	11回	11回	4回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4回	4回	5回	5回
外国損害保険会社	証券会社	投資信託会社	投資顧問業者
2回	7回	2回	2回
金融先物取引業者	信託	貸金業者	仮想通貨交換業
1回	4回	2回	4回

第10節 パブリック・コメント手続の実績（別紙1参照）

意見提出手続き(パブリック・コメント手続き)実施一覧

2019事務年度(2019年7月～2020年6月)

(金融庁ウェブサイトより抜粋)

公表日	案件名	締切日
R2.6.30	「中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令(案)」、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等及び「保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」の公表について	R1.8.2
R2.6.30	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R1.8.26
R2.6.30	「租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件」の一部改正について	R1.9.2
R2.6.29	金融機能強化法の一部を改正する法律の施行に伴う政令や内閣府令案の公表について	R1.9.6
R2.6.29	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」及び「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表	R1.9.10
R2.6.26	「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則の一部を改正する命令(案)」、「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)等の公表について	R1.9.13
R2.6.23	「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」等の改正案等の公表について	R1.9.30
R2.6.19	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等について	R1.9.30
R2.6.5	協同組織金融機関の信用供与等限度額を超える場合の承認に係る「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正の公表について	R1.10.7
R2.5.29	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)の公表について	R1.10.7
R2.5.27	資本金借入金の取扱いの明確化に係る「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正について	R1.10.7
R2.5.22	「労働金庫法施行規則の一部を改正する命令」、「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等」の一部を改正する命令及び「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令」について	R1.10.23
R2.5.8	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R2.6.8
R2.4.23	「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(案)の公表について	R2.5.29
R2.4.17	「レバレッジ比率規制に関する告示の一部改正(案)」等の公表について	R2.5.18
R2.4.15	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R2.5.18
R2.4.10	「金融商品取引業等に関する内閣府令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R2.5.11
R2.4.10	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(案)等の公表について	R2.5.11
R2.4.10	「金融商品取引法施行令第一条の十七の二の規定に基づき、金融庁長官が指定する商品等を定める件」の一部を改正する件(案)」の公表について	R2.5.11
R2.3.24	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等の公表について	R2.4.21
R2.3.23	「監査基準の改訂について(公開草案)」及び「中間監査基準の改訂について(公開草案)」の公表について	R2.4.21
R2.3.13	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)及び「金融商品取引業等に関する内閣府令第三百四十九条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件」(案)の公表について	R2.4.13

公表日	案件名	締切日
R2.3.4	「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R2.4.3
R2.2.25	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R2.3.25
R2.2.20	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R2.3.21
R2.2.17	「社債、株式等の振替に関する命令第六十二条の規定に基づき、特定個人情報の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合及び社債等の発行者等に提供する特定個人情報として金融庁長官が定めるものを定める件の一部を改正する件(案)」の公表について	R2.3.17
R2.2.10	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R2.3.11
R2.2.7	「地域金融機関の経営とガバナンスの向上に資する主要論点(コア・イシュー)～「形式」から「実質」への変革～(案)」等の公表について	R2.3.9
R2.2.6	民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令・監督指針等の改正の公表について	
R2.2.3	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R2.3.3
R2.1.31	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)の公表について	R2.3.2
R2.1.27	「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R2.2.26
R2.1.24	生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令(案)等の公表について	R2.2.23
R2.1.23	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R2.2.25
R2.1.17	「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)」の公表について	R2.2.17
R2.1.14	令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について	R2.2.13
R2.1.10	「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R2.10.1
R2.1.10	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R2.2.10
R2.1.10	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R2.2.10
R1.12.20	「責任ある機関投資家」の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～(案)の公表について	R2.1.31
R1.12.12	「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案の公表について	R2.1.14
R1.12.12	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R2.1.14
R1.12.2	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R2.1.6
R1.11.29	「自己資本比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正(案)」等の公表について	R2.1.2
R1.11.8	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	R2.12.9
R1.11.5	口座管理機関に関する命令の改正案の公表について	R1.11.5
R1.10.30	「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R1.11.18
R1.10.29	「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の改正に係る施行規則の一部を改正する命令等(案)の公表について	R1.11.27

公表日	案件名	締切日
R1.10.18	「金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の七の規定に基づき、金融商品取引業協会の規則を指定する件(案)」の公表について	R1.11.18
R1.10.17	内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)等の公表について	R1.11.17
R1.10.11	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R1.11.1
R1.10.4	「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」の一部改正案の公表について	R1.11.2
R1.9.30	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R1.10.31
R1.9.24	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(案)の公表について	R1.10.23
R1.9.10	「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(案)への意見募集について	R1.10.11
R1.9.6	「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令等の改正案」の公表について	R1.10.7
R1.9.6	「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(公開草案)」の公表について	R1.10.7
R1.8.30	労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令(案)等の公表について	R1.9.30
R1.8.9	労働金庫法施行令等の一部を改正する政令(案)等の公表について	R1.9.13
R1.8.7	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)等の公表について	R1.9.10
R1.8.7	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R1.9.6
R1.7.31	銀行法施行令等の一部を改正する政令(案)等の公表について	R1.9.2
R1.7.26	「中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R1.8.26
R1.7.2	親会社が外国会社である金融商品取引業者等に対するTLAC規制に係る告示(案)等の公表について	R1.8.2

第11節 金融行政アドバイザー制度

I 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、財務（支）局が金融行政を遂行するに当たり、アドバイザーから金融行政等に関する意見の聴取、金融知識や金融行政の施策の普及・広報活動、財務（支）局職員の知識向上等の財務（支）局が必要とするサポートを受けることにより、財務（支）局が行う金融行政サービスの更なる向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に配置された金融行政アドバイザーが、財務（支）局の求めに応じ、金融行政や地元金融情勢・金融機関の動向、地域の活性化等に関する意見等の聴取、金融知識や金融行政に関する施策の普及・広報活動、財務（支）局職員への研修講師等、金融行政に関するサポートを行うことである。

（参考）金融行政アドバイザーの委嘱状況（2020年6月末現在）

委嘱者数は各財務（支）局5名以内、合計41名。内訳は次のとおり。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 金融機関の利用者（中小企業経営者等） | : 14名 |
| ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 | : 9名 |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等 | : 2名 |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | : 16名 |

II 2019事務年度における取組み

2019年7月～2020年6月、財務（支）局において、アドバイザーから金融行政に関するご意見を頂いたほか、各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第 12 節 金融行政モニター制度（別紙 1 ～ 3 参照）

I 制度の概要（別紙 1 参照）

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から金融行政に関するご意見等を伺ってきたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、率直な意見等を出すことは難しいとの指摘も受けた。

このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接、金融行政に対する意見・提言・批判等を伺う「金融行政モニター受付窓口」を設置し、2016 年 1 月 29 日より運用を開始した。

また、引き続き金融庁が直接意見等を受け付けるための「金融行政ご意見受付窓口」も設置した。

こうした窓口を通じて、外部からの意見・提言・批判などを積極的に受け入れ、行政に継続的に反映させることにより、より良い金融行政の遂行を目指している。

II 提出された意見等に対する金融庁の対応（別紙 2、3 参照）

1. 金融行政モニターにおけるご意見等の受付状況

「金融行政モニター受付窓口」においては、2019 事務年度には 42 件のご意見等が寄せられた。

また、「金融行政ご意見受付窓口」においては、2019 事務年度には 945 件のご意見等が寄せられた。

2. 金融行政モニターに寄せられたご意見等に対する金融庁の対応

金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、主なご意見等の概要及び金融庁の対応を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください

金融庁では、金融機関及びその職員、学識経験者やシンクタンク、事業会社をはじめとする**金融行政にご意見等をお持ちの方**から、**金融制度や金融庁に対する率直なご意見・ご批判**などをお聞きするため、「**金融行政モニター制度**」を設置しております。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしていましたが、金融機関などからは、**聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等言うことは難しいとのご指摘**もあるところでした。

このような点に鑑み、**金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞き**するため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

金融庁においては、外部からの**ご意見・ご提言・ご批判**などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）	（敬称略）
神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授	
佐々木 百合	明治学院大学経済学部 部長・教授	
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）世話人	
米山 高生	東京経済大学経営学部 教授	
和仁 亮裕	弁護士（モリソン・フォースター法律事務所シニア・カウンセラー）	

～制度のポイント～

お寄せいただいたご意見等は金融行政モニター委員（中立的な第三者である外部専門家）に直接届きます

- 金融行政モニター委員には厳正な守秘義務が課されています

ご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部に届けられます

- 今後のより良い金融行政のために活用

意見提出者の匿名性は厳格に担保されています

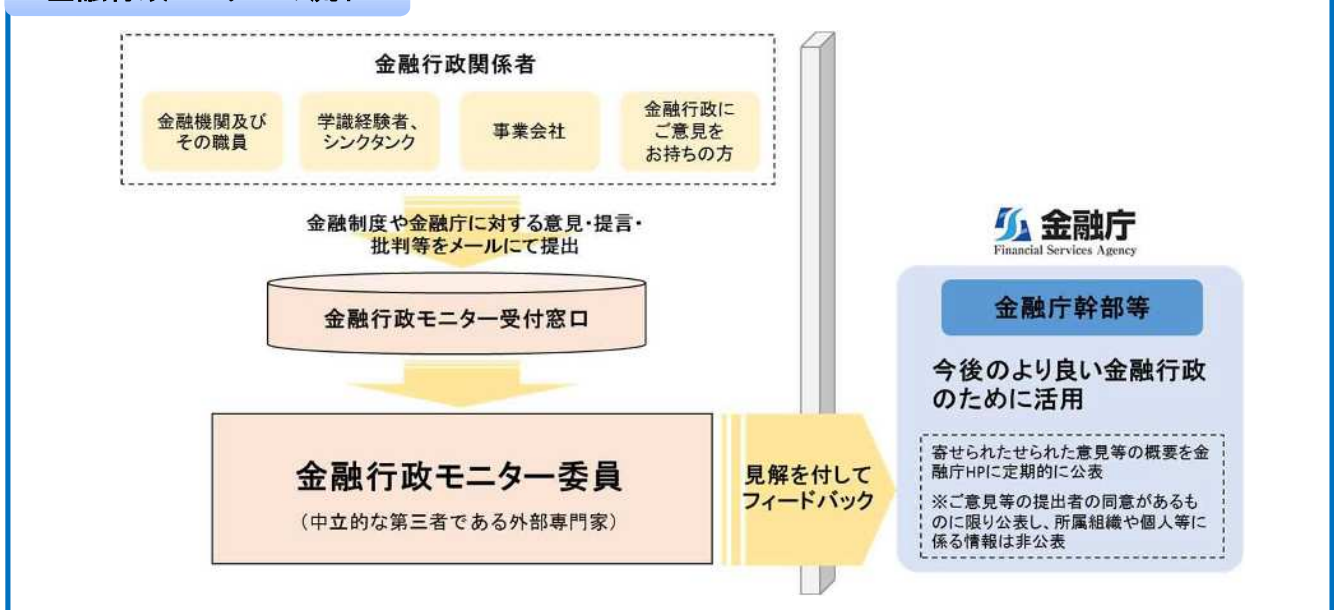
- 本人の同意がない限り、ご意見等を金融庁幹部に届ける際も、個人や所属組織を特定できる情報はすべてマスキング処理のうえ行われます

会社や団体を代表した意見等ではなくても提出が可能です

- 匿名での提出も可能です

お寄せいただいた意見等に関する金融機関内での議論等が金融検査等の検証の対象となることはありません

金融行政モニターの流れ



寄せられたご意見はこのように活用されています

寄せられたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされます。

◆外国銀行支店に係る事業年度の弾力化 <銀行法改正につながったケース>

【寄せられた意見等】

銀行法上、銀行の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとされており、外国銀行支店もこの規制の対象になるが、当該事業年度は、海外本店の事業年度と異なる場合が多く、外国銀行支店では2度の決算作業が生じるため、外国銀行支店の事業年度を本店の事業年度に合わせられるよう手当てして頂きたい。

【金融庁の対応】

母国本店の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ検討を行った結果、平成29年3月3日、第193回国会に「銀行法等の一部を改正する法律」(案)を提出し、外国銀行支店の本国の事業年度と同一の期間も選択できるよう、銀行法を改正した(平成29年5月26日成立)。

◆現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃 <銀行法施行規則改正につながったケース>

【寄せられた意見等】

不祥事件届出の金額基準について、法令上、金銭の「100万円以上の紛失」等について届出が必要とされているが、100万円という金額水準は、現在の経済情勢に鑑みて低すぎるように思われる。

【金融庁の対応】

銀行等においては、預金者等の保護の観点から適切な業務運営を行う必要があるが、100万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討した結果、各金融機関が業務の特性・規模等を勘案して、形式的な金額基準を廃止し、業務管理上重大な紛失として認めるものを届出の対象とするよう銀行法施行規則等を改正した(平成29年4月より施行)。

金融行政モニター受付窓口

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

<https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

※英語でのご意見等も受付けております。

※金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合は、「金融行政ご意見受付窓口」をご利用ください。

<http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

お問い合わせ先

金融庁総合政策局総合政策課

金融サービス利用者相談室

Tel 0570-052100(ナビダイヤル)(IP電話は、03-3501-2100)

Fax 03-3506-6699



令和 2 年 6 月 30 日
金融庁

「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況 及び金融庁の対応について

1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいところのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成 28 年 1 月 29 日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。

2. 金融行政モニター受付窓口に寄せられたご意見等について

○平成 28 年 1 月 29 日から令和 2 年 6 月 30 日までに寄せられたご意見等

【受付件数】

173 件

【主なご意見等】

(別紙 3) をご覧ください。

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

- ・金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ
総合政策局総合政策課
- ・金融行政ご意見受付窓口に関するお問い合わせ
総合政策局総合政策課金融サービス利用者相談室

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	平成 28 年 1 月～ 2 月	金融行政（監督・検査）の運営に際し、中小企業向け融資に関して金融行政方針に示されたような政策（担保主義から事業性評価に基づく融資の推進）が、金融機関の実際の融資業務に反映されていないことを認識してほしい。	金融機関においては、担保・保証に過度に依存せず、取引先企業の事業性評価に基づき、融資や本業支援等を実施し、企業や産業の生産性向上等に貢献することが重要であると考えます。 金融庁においては、こうした認識に基づき、今事務年度においては、以下のような取組みを行っているところであり、今後とも、金融機関との対話を進めてまいりたいと考えています。 ① 融資先企業からのヒアリングを通じて、金融サービスに係る企業側の認識を把握する。 ② 金融機関へのモニタリングを通じて、事業性評価に基づく取組みについて、ベストプラクティスを把握するとともに、更なる改善策を議論する。 ③ 外部有識者により構成される「金融仲介の改善に向けた検討会議」において、担保・保証依存の融資姿勢からの転換、企業や産業の生産性向上への金融仲介のあるべき姿等を議論し、その内容を発信する。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
2	平成 28 年 1 月～2 月	(1) 取引情報蓄積機関制度について 店頭デリバティブ取引の報告には取引情報蓄積機関 (TR) による報告を含めて三種類があり、取引内容が合致していることを照合する作業は金融庁が行っている。しかし、本制度の導入の契機となった G20 ピッツバーグ・サミットの合意を素直に読めば、取引情報の蓄積はすべて TR によって行われることを予定していると考えられ、三種類の報告の併存を認めている現在の制度には問題がある。コストの点でも金融庁はお金がかかる制度を運用しているように思われる。その他にも改善すべき点があり、本制度を本来の趣旨に従って運営しようとしているのであれば、何等かの改革が必要ではないか。	(1) 取引情報蓄積機関制度について 日本では、平成 21 年のピッツバーグ・サミットの合意を踏まえ、平成 22 年に金融商品取引法改正を行い、店頭デリバティブ取引に係る取引情報の保存・報告制度を整備しました。 日本の制度では、金融商品取引業者等から、3 種類のルートで金融庁に対して報告がなされていますが、これは、日本における取引の実態や取引報告者も含めた制度全体の費用対効果を勘案したものです。 いずれのルートで報告されるにせよ、監督当局に取引情報が集約され、また、集計した情報が公表されることで、市場の透明性を高めるとの国際合意の目的は達しているものと認識しており、現時点においては制度を改正する必要はないと考えています。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
2	平成 28 年 1 月～2 月	(2) 担当職員について 知識、経験が引継がれないので、人事異動の度に同じ基本的な説明を繰り返さざるを得ないことになる。スペシャリティが求められている分野については、スペシャリストを配置して欲しい。	(2) 担当職員について 高度に専門化が進み、変化が早い金融に適切に対応していくためには、高度な専門的知識・経験を有する人材の育成・確保が重要であると考えています。 このため、金融庁では、これまでも、内部における人材育成と外部からの人材の登用を適切に組み合わせることにより、組織としての専門性の向上に努めてきました。 現在、金融庁では、人材育成のあり方の見直しについて検討しており、その一環として、個別の専門分野ごとに専門分野に求められる資質やキャリアを明確にしつつ、人材育成を行うための体系的な枠組みを構築していくことを検討しています。このような取組みを通じて、専門人材の知識・経験を組織として引継ぎ、共有していきたいと考えています。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
3	平成 28 年 1 月～2 月	日本に拠点のない外国銀行に居住者が預金口座を開設することを支援するサービスについて、近時、金融庁ＨＰにおけるネガティブな記述が一定程度修正されたが、金融庁のＨＰにおける他の公表部分に、その修正が反映されていない箇所があり、その結果、当該サービスの利用者に誤解を与えている。「グレーゾーン解消制度」を所管する経済産業省からの公表文とも齟齬が生じている。大至急金融庁ＨＰの修正を求める。	ご意見を踏まえて以下のとおり対応しました。 ① （金融庁ＨＰ）平成 24 年 4 月 6 日公表「日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設勧誘について」を削除。 ② （金融庁ＨＰ）「預金・融資等に関する利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」に掲載する【相談事例等】「業者から、日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設を代行すると勧誘されたが、当該業者の口座に資金を振込みしても大丈夫だろうか。」の【アドバイス等】の内容について、平成 27 年 12 月 18 日に公表（更新）した「預金口座開設の勧誘に関する注意喚起について」の表現に統一。 なお、経済産業省にも連絡を行い、経済産業省ＨＰに掲載されていた「外国銀行口座開設支援サービスにおける銀行法の取扱いが明確になりました～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～」（平成 28 年 2 月 10 日公表）が、同制度の照会者への回答書と一部齟齬があったことから、ＨＰ掲載文を回答書の書きぶりと整合的になるよう修正。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
4	平成 28 年 3 月～5 月	(1) 外国銀行支店の決算時期 銀行法上、銀行の事業年度は、銀行法 17 条により、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとされており、外国銀行支店もこの規制の対象になる。しかし、当該事業年度は、海外本店の事業年度と異なる場合が多く、その場合には、外国銀行支店では 2 度の決算の作業が生じる。その事務負担は決して小さくなく、こういった負担は、外国銀行の日本進出見送り、あるいは日本市場撤退の一因ともなり得る。業界横断的なモニタリングの観点で、統一した決算期が必要との議論もあり得るものの、本店の決算時期と異なる規模の小さい支店の財務諸表の独自の開示が、預金者等にどの程度メリットがあるか疑問であること、外国銀行支店のビジネスモデルは多岐に亘り、そもそも財務諸表による「横比較」にあまり意味があるとは思えないことから、外国銀行支店の事業年度を本店の事業年度に合わせることができるよう手当てして頂きたい。	(1) 外国銀行支店の決算時期 銀行については、統一的・横断的な監督を行う必要性などから、その事業年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日までと銀行法で定めていますが、外国銀行支店に係る事業年度規制の見直しについては、母国本店の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ、検討することとします。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
4	平成 28 年 3 月～5 月	(2) 銀行法における不祥事件届出の廃止等 日本において金融機関が求められる報告がオフサイトモニタリングも含め多いため、見直して頂きたい。一例を挙げれば、金銭の「100 万円以上の紛失」等について不祥事件届出が必要とされているが、100 万円という金額水準は、現在の経済情勢に鑑みて低すぎるように思われる。また、為替取引のような市場取引では単純な入力ミスは日常的に生じてしまうが、こういったミスにより実行された取引の結果として 100 万円以上の損失は容易に生じる。そういった損失については、不祥事件届出には該当しないと考えるが、金融機関がとりあえず届出しておいた方が無難と考えて当局に提出し、当局もこれを受領しているのが実情である。これは、不必要な作業を双方に生じさせている慣行ではないかと考えられる。この点についての改善をお願いしたい。	(2) 銀行法における不祥事件届出の廃止等 オフサイトモニタリングを含めた報告全般については、これまでも見直しを行ってきたところですが、引き続き、金融機関の業務負担にも十分留意し検討していきます。 銀行においては、預金者等の保護の観点から、適切な業務運営を行う必要がありますが、100 万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討することとします。 なお、市場取引における事務ミスによる損失は、「その他銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為」であって銀行法施行規則第 35 条第 7 項第 1 号から第 4 号までに掲げる行為に準ずるもの(同項第 5 号)に該当しない限り不祥事件届出は不要です。例えば、市場取引において、偶発的な事務ミスが発生したのみであり、その他にも態勢面での問題を窺わせる事情がない場合は、直ちに当該行為に該当するわけではなく、他方で、重大なオペレーションミスやミスの多発等の態勢面での問題が生じていると窺わせる事情がある場合には、当該行為に該当すると考えられます。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
4	平成 28 年 3 月～5 月	(3) 外国銀行の従たる支店の扱い 外国銀行の従たる支店の設置・廃止については認可事項となっている一方、邦銀の銀行支店の新設・廃止は届出事項となっている。特にリテール業務を行っている外国銀行にとっては、従たる支店の設置・廃止が認可事項となっていることは負担が重く、また、敢えて邦銀と区別して認可事項とする実質的な必要性は乏しいと考えられることから、外国銀行に関しても、届出事項として頂きたい。	(3) 外国銀行の従たる支店の扱い 外国銀行の日本における支店の設置に関しては、外国銀行の監督権限が母国の当局にある関係で、当庁においても、母国当局の意向を確認しつつ、個別に判断する必要があります。よって、従たる支店の設置等についても認可制としています。 なお、欧州やアジアの諸国においても、外国銀行が従たる支店を設置する際には、当該国当局の認可を必要とする場合が多く見受けられます。 (参考) 日本の銀行については、国内の支店等については届出制となっていますが、海外に支店等を設置する場合には、進出先の母国当局の意向を確認しつつ、個別に判断する必要があるため、同一国に2店舗目以降の支店等を設置する場合でも、個々に認可を必要としております。 また、欧州やアジアの諸国においても、当地の銀行が、外国に従たる支店を設置する場合には、当該国当局の認可を必要とする場合が多く見受けられます。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
4	平成 28 年 3 月～5 月	(4) 銀行における現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引の仲介 登録金融機関は、証券会社の委託を受けて、顧客の行う株券の売買を仲介することができる（金商法 33 条 2 項 4 号口）。この点、銀行が、顧客の行う株券の売買を仲介した場合、当該顧客に対してヘッジ手段を提供することが必要となる場合がある。しかし、登録金融機関は、株式を原資産とする店頭デリバティブ取引又はその媒介・取次ぎ・代理については、差金決済によるものしか行うことができず（金商法 33 条 2 項 5 号口）、現物決済による店頭デリバティブ取引の媒介や代理を行うことができない。顧客は、ヘッジ手段として、現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引を求めているのであり（例えばオーナーによるオーナー株の処分の場合）、銀行が、そのような顧客のニーズに応えてヘッジ手段を提供することができないのは、株券の現物売買を仲介することができることに比して、バランスを欠いているのではないか。銀行が、現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引を仲介することができるように手当てして頂きたい。	(4) 銀行における現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引の仲介 証券会社等の委託を受けて有価証券等の売買の仲介等を行う業務（金融商品仲介業者として金融商品取引法に基づく登録が必要）を登録金融機関が行うことを可能とするとの観点から、登録金融機関の業務として、証券会社の委託を受けて行う株券の売買の媒介、株券の募集・売出しの取扱いの媒介が認められている。他方、店頭デリバティブ取引については、より高い知識・管理体制等が必要な業務であることを踏まえ、金融商品仲介業の業務範囲には含まれていません。 上記を踏まえると、登録金融機関が証券会社の委託を受けて現物決済によることができる店頭デリバティブ取引の媒介を行うことを直ちに認めることは困難であると考えられます。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
5	平成 28 年 3 月～5 月	現在、金融機関の検査において、検査官は、金融機関の融資先企業を訪問し、金融機関の融資姿勢等についてヒアリングをするということに傾注しており、抽象的なヒアリング結果がたまっているだけで、具体的成果は期待できない実態になっている。 現在の検査では伝統的な資産査定等をしていないため、不良債権の隠ぺい等に関する金融機関の融資の実態把握が放置されている実態が生じている。 また、ウェブサイトについて、情報提供がワンクリックでできず、使いにくい。	金融庁では、従来、不良債権問題の解決やその再発防止が、金融システムの安定のための喫緊の課題であったことから、厳格な個別の資産査定を中心とする検査を行ってきました。 その後、不良債権処理が進展する中で、平成 25 事務年度以降は、個別の資産査定に関しては、引当等の管理態勢や統合的リスク管理態勢等の検証を前提として、金融機関の判断を尊重しており、当局は金融機関全体の健全性のチェックに重点を置いています。 また、金融機関が、融資先企業の生産性向上につながる本業支援に取組み、企業価値を向上させることは、結果として、金融機関自身の健全性や経営の持続可能性の確保につながります。 金融庁としては、金融機関がこのような顧客との「共通価値の創造」に根ざしたビジネスモデルを確立することが重要と考えており、こうした観点から、金融機関やその融資先企業との対話を進め、金融仲介機能の質の改善を目指しています。 金融行政モニター受付窓口に対するご意見等の提出は、情報セキュリティの観点から迷惑メール等の大量送付などを防止するため、ウェブサイトにおいてワンクリックで出来ない手続きとしています。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
6	平成 28 年 6 月～12 月	(1) 第一種金融商品取引業について 外資系運用会社が、同じグループの会社が海外で設立したファンド（第一項有価証券（外国投信）に該当する商品）への投資を日本国内の適格機関投資家を対象に募る場合、日本国内では第一種金商業の登録が必要であるが、①取得勧誘の前段階であって取得勧誘には分類できない紹介・説明行為のみの場合にまで第一種金商業としての登録を求めるのは過度な負担。なお、運用会社としては、ファンドの仕組みを説明し、ターム・シートの最終化までの作業を行いたい。 外資系運用会社がファンドの仕組みの説明等を行うに際し、②第一種金商業の規制緩和や③第二種金商業（自己募集）の登録で足りるよう、法改正等を行ってほしい。	(1) 第一種金融商品取引業について ① 金融商品取引契約の締結に関し、他者が発行者である個別の第一項有価証券について投資家に対して説明を行うことは、一般的に金融商品取引契約の成立に向けて尽力する行為に該当し、こうした行為を行う場合には、第一種金商業の登録が必要であると考えられます。したがって、ご意見にあるような具体的商品の説明を、金融商品取引契約の締結に関し投資家に対して行う場合には、一般的に上記の登録が必要であると考えられます。 ② 金融商品取引法制上、他者が発行者である第一項有価証券の取得勧誘を行う者は、第一種金商業の登録を受けることが求められています。また、業登録の要否は、グループベースでなく法人格ごとに判断することとされています。 従って、ご意見のように、ある会社が発行した第一項有価証券（例：投信受益証券）の取得勧誘を、企業グループ内の別の会社が行う場合も、上記同様第一種金商業の登録が必要です。 また、ご意見は、自己資本比率規制等の財務基盤に係る規制の緩和に関するものと理解しますが、仮に顧客が適格機関投資家に限られる場合であっても、顧客からの預かり資産の保全等に必要な財務基盤は適切に確保されねばならないと考えます。 以上を踏まえると、グループ会社が発行者であることや販売対象の顧客が適格機関投資家であることをもって、直ちに第一種金商業に係る規制を緩和することは困難であると考えます。 ③ 金融商品取引法制上、投資信託の自己募集については、投資運用業の登録を受けた者等が「自ら運用する商品について取得勧誘を行う」ものであることから、別途投資運用について監督を受けていることに鑑み、その取得勧誘行為について第二種金商業の登録を受けることで足りることとされています。 これに関しては、金融商品取引法制上、業登録の要否は、グループ

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
6	平成 28 年 6 月～12 月		ベースでなく法人格ごとに判断することとされています。 従って、グループ内の会社といえども法人格の異なる会社が運用する有価証券の取得勧誘を行うことは、投資運用業の登録を受けた者等が「自ら運用する商品」を取得勧誘することと捉えることは困難であり、取得勧誘を行うものが第一項有価証券であれば、第一種金商業の登録が必要になります。 上記を踏まえれば、ご意見のようなグループ内の会社が運用する投資信託について取得勧誘を行う行為を自己募集とみなして第二種金商業の登録で足りるとすることは困難であると考えます。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
6	平成 28 年 6 月～12 月	(2) 信託銀行における運用について ① 投資信託のポートフォリオにおいて、外貨資産のみならず円貨資産の保管についても、日本の信託銀行での保管に限定せずに、グローバルカストディアンでの保管を認めるよう運用を変更してほしい。 ② 現在は、運用会社の海外オフィス（以下、「海外オフィス」）がトレードした為替について、カストディアンである国内信託銀行（以下、「信託銀行」）が海外オフィスから指示を受けた上で翌朝に決済指図を出す慣行となっている。 海外オフィスから信託銀行への指示と、当該運用会社の日本オフィスから信託銀行への運用指図書とが異なる場合にのみ、信託銀行が、決済を行わない旨の指図を出し、当該指図がなければ海外オフィスの指示どおり決済が行われるという運用に変更してほしい。 ③ 銀行勘定と信託勘定の取引は信託業法上原則禁止されているが、資産運用業務に関し、信託銀行による日本円の当座貸越を認める運用を行えるよう法改正等を行ってほしい。	(2) 信託銀行における運用について ①及び②について、我が国の法制上、グローバルカストディアンに円価資産の保管を委託することや運用会社の海外拠点からグローバルカストディアンに決済指図をすることは可能であると考えられます。 ③について、信託業法及び関連法令では、忠実義務の一類型として、銀行勘定と信託勘定との間の取引（自己取引）について原則として禁止されていますが、信託契約において、自己取引を行う旨を記載した上で、通常取引条件よりも受益者が不利とならない取引条件による取引であること等の条件を満たす場合には行うことができることとされています。 こうした法制上の観点や海外のプラクティス（注）も参考に、オペレーションの効率化による資産管理業務の質の向上を図るため、我が国におけるプラクティスの改善の必要性について、委託者・受託者を含めた関係当事者が議論することが望ましいと考えます。 （注）海外では、①運用に際して全ての資産がグローバルカストディアンに預託され、②ファンド・マネージャーからグローバルカストディアンに対して決済等の指図が行われる事例が多いものと承知しています。また、その際、③グローバルカストディアンにおいては、証券売買に関する代金の決済に関し「コントラクチュアル・セトルメント」^(※1)が広く提供されており、コントラクチュアル・セトルメントによる場合ではなくとも、上限を設ける等のリスク管理の下で、いわゆる赤残^(※2)を認めるプラクティスもあると承知しています。 （※1）売買相手方から送金指図を受け取った場合には、一定の要件を満たしていることを条件に、指図どおり顧客口座に入金するサービス。 （※2）保管資産に取引に充てる資金がなくても、グローバルカストディアン等の信用供与により当該取引の決済を許容すること。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
6	平成 28 年 6 月～12 月	(3) 投資信託の併合について 投信の併合について、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なもの以外は書面決議が必要であるが、理想的なポートフォリオを組むことが困難となる規模の小さい投信の併合を実行しやすくするため、この要件を緩和してほしい。	(3) 投資信託の併合について 従前、投資信託の併合に当たっては常に双方の投資信託において書面決議を要することが、非効率な小規模投資信託を存続させ、ひいては経費率の上昇を通じて受益者の利益を害しているおそれがあるとの指摘があり、その点も含め、平成 24 年の金融審議会（投資信託・投資法人法制の見直しに関する WG）において議論がなされました。その結果、受益者保護に配慮しつつ、投資信託の併合を促進する観点から、商品としての基本的な性格に相違がない投資信託については書面決議を不要とすることが適当であるとの報告がなされました。 この報告を踏まえ、平成 25 年の投資信託及び投資法人に関する法律の改正により、併合の前後で商品としての基本的性格に相違がないこと等一定の要件を満たした場合には、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして、書面決議を不要としました。 このような経緯を踏まえると、当該要件の更なる緩和については、受益者の利益を考慮すると影響が軽微とは言えないため、慎重に考える必要があります。 なお、投資信託の併合の実施に関しては、併合に対応する計理システムが存在しないなど、実務上の課題が指摘されているところであり、受益者保護に留意しつつ併合を機動的に行うことを可能とするための検討が、現在関係者間で行われているものと承知しています。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
6	平成 28 年 6 月～12 月	(4) 国際競争に関して 将来的に国内にアジア地域ファンドパスポートのハブを育成する場合、現在の本邦の信託スキームには諸外国では一般的ではないオペレーションが存在するため、上記(1)～(3)の問題を解決することがファンドビジネスの国際化に向けた基本的条件になる。	(4) 国際競争に関して (1)～(3)のご意見等についての金融庁の対応は上記の回答のとおりです。海外のプラクティスと我が国のプラクティスが必ずしも一致しないものもありますが、委託者・受託者を含めた関係当事者が顧客(最終の受益者である投資家)本位の観点から我が国のプラクティスについて議論することが望ましいと考えます。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
7	平成 28 年 6 月～12 月	銀行法には、貸金業法のような年収の三分の一を超える貸付を禁止する定めはなく、現在、銀行が、傘下の信販会社等に保証をさせて、年収の三分の一を超える貸付を行う例が頻発し、多重債務者が発生している。銀行は、債務整理等が行われても、保証人（信販会社等）から回収できるため、貸付審査においては十分な審査を行っていないようである。金融庁は、「主要行等向けの総合的な監督指針」（Ⅲ－6－3）に照らし、このような事態に対し、銀行法 26 条に基づく業務改善命令を発出すべきである。	銀行等による消費者向け貸付けに関しては、改正貸金業法第 13 条の 2 に規定するいわゆる総量規制等、同法の適用はなく、年収の 3 分の 1 を超過する貸付も制限されていませんが、銀行等には銀行法令により利用者保護や審査態勢の整備等を含む健全かつ適切な業務運営の確保が求められています。 さらに、監督指針においては、改正貸金業法における多重債務発生抑制の趣旨や利用者保護の観点を踏まえることが重要であることに鑑み、以下のような事項について所要の態勢整備を求めています。 ① 銀行等による貸付けが債務者にとって過剰とにならないか等を確認する態勢を構築しているか。 ② 貸付けに保証を付す場合であっても、当該保証のみに頼ることなく、債務者の借入状況や返済計画など、銀行等自らがその返済能力等を適切に確認する審査態勢となっているか。 ③ 保証会社の保証能力を確認する態勢となっているか。 ④ 保証した貸金業者が代位弁済するケースも含め、厳しい取立てを防止する態勢となっているか。 ⑤ 債務者からの相談・苦情について、銀行等において真摯に対応する等の態勢となっているか。 また、本年 3 月 16 日に全国銀行協会が公表した銀行カードローンに係る申し合わせにおいては、審査態勢等の整備として、 ・改正貸金業法を踏まえた年収証明書の徴求、 ・貸金業者や他行の貸付けを勘案した返済能力の確認、 ・年収に対する借入額の比率を意識した代位弁済率のコントロール といった取組みに努めることとされています。 金融庁としては、銀行等が、自らの社会的責任や改正貸金業法の趣旨を踏まえ、多重債務問題の発生を防止する観点から、適切に業務を行うことが重要と考えており、各行のカードローン業務の運営状況について、この申し合わせに係る取組状況も含め、引き続き、しっかりとモニタリングして参ります。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
8	平成 28 年 6 月～12 月	振り込め詐欺被害は現在に至っても後を絶たず、加害者に対する民事・刑事の責任は十分に追及されていない状況にあるが、口座開設時に十分な本人確認を怠った金融機関にも責任があるのではないか。振り込め詐欺救済法もあるが同法に基づく被害者救済も不十分である。被害者に被害金全額が支払われるよう、金融機関が被害者に対して被害金全額を支払うことを義務化する制度や、加害者の刑事責任確定後に金融機関から当該加害者に対して損害賠償を請求できる制度等をご検討いただきたい。	金融機関は、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認や振り込め詐欺救済法に基づく口座の利用停止等を実施しています。しかしながら、犯罪に利用されたことのみをもって金融機関に責任を負わせることは困難であり、ご指摘の被害金全額の支払いを行う義務や被害者に代位して加害者に対する損害賠償請求を行う義務を金融機関に一律に課すことには慎重であるべきものと考えます。 一方で、振り込め詐欺の被害は後を絶たない状況であることはご指摘のとおりです。このため、金融庁としては、犯罪収益移転防止法や振り込め詐欺救済法に基づき、金融機関に適切な対応を促してまいります。 ① 本人確認の徹底 犯罪収益移転防止法においては、個人番号カードを本人確認書類に位置付ける（平成 28 年 1 月）とともに、本人確認を強化する観点から、従前はその提示のみで足りた顔写真のない本人確認書類が提出された場合、そのほかに他の本人確認書類の提示を求めるなどの追加的な対応が必要になりました（平成 28 年 10 月）。 金融庁としては、このような犯罪収益移転防止法の内容を踏まえて、金融機関に対し、引き続き適切な対応を求めてまいります。 ② 口座の利用停止等の適切な実施 金融機関は、捜査機関等から不正利用が疑われる口座の情報提供を受けた場合、当該口座の取引状況を調査した上で、利用停止や強制解約を行っています。被害防止の観点から迅速な対応が求められる一方、誤った口座凍結が行われないよう金融機関において一定の調査を要する事案もあると考えられます。 金融庁としては、金融機関が、情報受領後に迅速かつ適切に調査を行い、必要な措置を適切に講じる態勢を整備するよう、引き続き促していきたいと考えています。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
8	平成 28 年 6 月～12 月		③ 被害回復の申請を促す措置 全国銀行協会等の各業界団体は、被害者への財産的被害の迅速な回復を図る観点から、以下の内容を含む事務取扱手続について傘下金融機関に周知しており、各金融機関においては当該手続に則った対応が行われていると認識しています。 i) 被害を受けたことが疑われる者が行うべき手続き等を周知すること。 ii) 自行が振込元金融機関である場合には、被害申出人を振込先金融機関の担当窓口へ誘導するとともに、被害申出があった旨を連絡すること。 iii) (申出がないものの) 被害を受けたことが疑われる者に連絡を取るよう努めること。 金融庁としては、預金保険機構による振り込め詐欺救済法に基づく検査のフォローアップ等を通じて、金融機関が支払い手続等に係る態勢を整備するよう、引き続き促していきたいと考えています。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
9	平成 29 年 1 月～3 月	証券会社が、零細顧客の利益を犠牲にして、証券会社自身や大口顧客の利益を確保するために行動していると思われる経験をした（注）。 投資信託に関しては、未だに証券会社によって高額な手数料設定や回転売買の推奨が行われている。 家計の安定的な資産形成のために投資が有効だとするのであれば、行政は、証券会社が目先の利益を重視するのではなく顧客本位の業務運営をするよう、的確な対応をとることが急務である。 （注）具体的には、外国通貨建て債券の償還金が、MRFに入れてもらう契約にもかかわらず預り金となっていた際に、証券会社は自らの誤りを詫びるでもなく、不満なら他の証券会社へ移ればよいとの態度を示した。また、外国の国債が暴落した際、当該債券の売却を勧めてきたので、逆に買いたいと注文しても（売り推奨しているくらいなので買えないはずがないのに）「買えなかった」と言われるなどの対応をされたとしている。	国民の安定的な資産形成を図るためには、全ての金融事業者が顧客本位の業務運営に努めることが重要との観点から、昨年、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて審議が行われました。12月にまとめられた金融審議会市場ワーキング・グループ報告を踏まえ、金融庁として、本年3月30日に「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定し、公表したところです。 「原則」では、金融事業者は顧客の最善の利益を図るべきとするともに、重要な情報を分かりやすく提供すべき、顧客にふさわしいサービスを提供すべき、などとしています。 今後、金融事業者が「原則」を踏まえた実質的な取組みを行っていくことが重要と考えています。 また、金融庁としても、各金融事業者に対するモニタリング等を通じて「原則」の定着に努めていくこととしており、ご指摘の点についても参考とさせていただきます

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
10	平成 29 年 1 月～3 月	1. 平成 26 年の保険業法改正に際しては、「保険商品の販売時に所属保険会社から保険代理店に対し支払われる手数料の高いものを優先的に販売しているのではないか」という懸念から推奨販売に係る規制が導入されたと記憶している。しかし、現状、保険代理店の使用人である各募集人が、推奨する保険商品の設計時にその商品の手数料を確認できるようになっており、このこと自体が問題ではないか。また、体制整備として、今までのようなフルコミッション（完全歩合制）ではなく雇用を求められているのであれば、本来募集人が手数料を確認する理由も極めて無いに等しいのではないか。	1. 平成 28 年 5 月に施行された改正保険業法においては、複数の保険会社の保険商品を比較推奨販売する保険代理店（乗合代理店）に対しては、このような販売形態における保険募集の適切性を確保する観点から、 ① 顧客の意向に沿った比較可能な商品の概要を明示すること、 ② 特定の商品を提示・推奨する際には、当該提示・推奨する理由を説明すること、 などを求める比較推奨販売に係る規制が導入されました。 ご意見にある事例のとおり、保険代理店において、顧客に提示する保険商品の設計書等を作成するにあたって、各保険募集人は保険会社から提供されるシステムを利用することが一般的であり、この場合、各保険募集人が見る画面や設計書（保険代理店控え）等に手数料が表示される場合があります。ご意見は、このような場合、各保険募集人が顧客の意向に沿わず、手数料の多寡に応じて保険商品を推奨することを懸念しているものと考えます。 保険会社からシステムを介して提供される手数料に関する情報については、保険代理店における収益管理等に活用される一方で、その情報が、保険代理店において各保険募集人にも提供された場合には、例えば、保険募集人の給与が販売成績に連動するもの（＝歩合給）であると、一般的に、ご意見にあるような事象が懸念されるものと考えられます。他方、保険募集人の給与が販売成績に連動しないもの（＝固定給）であると、一般的に、ご意見にあるような事象を招く懸念は少ないものと考えられます。 このように同じ情報であっても、それぞれの利用目的や利用者、利用状況などに応じて、その情報の性質も異なるものであることから、システムを提供する保険会社や当該情報を利用する保険代理店におい

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
10	平成 29 年 1 月～ 3 月		ては、改正保険業法に基づく対応を行ううえで、その利用状況等を踏まえ適切に運用する必要があると考えます。 金融庁としましては、乗合代理店に支払われる手数料の多寡に応じて、比較推奨のプロセスが歪められていないかなど、比較推奨販売に係る規制の実効性を検査・監督を通じて検証しており、引き続き適切な対応を求めてまいります。 また、金融庁が本年 3 月 30 日に策定・公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」において、「手数料等の明確化（原則 4）」や「重要な情報の分かりやすい提供（原則 5）」を定めています。具体的には、原則 4 として「金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるように情報提供すべきである。」、原則 5 として「金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則 4 に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるように分かりやすく提供すべきである。」としており、その他、利益相反の適切な管理（原則 3）や従業員に対する適切な動機づけの枠組み等（原則 7）などを盛り込んでおります。 今後、金融事業者が「原則」を踏まえた実質的な取組みを行っていくことが重要と考えており、金融庁としては、各金融事業者に対するモニタリング等を通じて「原則」の定着に努めていくこととしております。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
10	平成 29 年 1 月～3 月	2. 弊社はこの度の法改正による体制整備の肝の一つとして、使用人を適切に管理監督するためには雇用が前提と捉え、これに対応すべく準備を進めてきた。保険代理店が使用人に対して支払う報酬は、契約件数等実績に応じた報酬（コミッション）も含めて社会保険料の対象となるが、今年になり、報酬全体を最低賃金の部分とコミッションの部分とで2段にして最低賃金の部分にだけ社会保険料を掛けて法人としての固定費を抑える、という対応が横行していると様々なところから聞く。しかも、ある保険会社の担当者がそのように指導していると聞く。これが事実であれば、日本は正直者が馬鹿を見る社会になり下がってしまうため、そのようなことにならないように、公正な法整備の浸透を切に希望する。	2. 保険業法（第 294 条の 3）においては、保険募集の適切性を確保するため、保険募集人（保険代理店）に対して体制整備義務を課しています。 また、保険代理店において保険募集に従事する役員又は使用人については、「保険会社向けの総合的な監督指針」（Ⅱ - 4 - 2 - 1 (3) ①エ.）において、 ① 保険代理店から保険募集に関し、適切な教育・管理・指導を受け、保険募集を行う者であること ② 使用人については、①に加えて、保険代理店の事務所に勤務し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者であること などの要件を満たすべきことを規定しています。 この場合、保険代理店の使用人は、必ずしも正社員であることが求められるものではありませんが、これらの要件及び労働関係法規を遵守した者である必要があります。 （平成 26 年 3 月 18 日「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正に対するパブリックコメントの結果等について No. 7 に係る回答を参照） また、ご意見にある社会保険料の適用等に関しましては、厚生労働省の所管事項ではございますが、金融庁としましても、ご意見にあるような報酬体系に係る社会保険料の適用実態等を踏まえ、厚生労働省との連名で、「厚生年金保険法等に基づく届出の適正化の徹底について」（平成 29 年 3 月 28 日付）の文書を保険業界関係団体に発出し、ご意見にあるような報酬（保険代理店が使用人に対して支払う報酬）は、賃金、給与、手当などの名称を問わず労働の対価として受けるすべてのものを指すことについて、保険会社及び保険代理店への周知・徹底を図っております。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
11	平成 29 年 1 月～3 月	公募等に先立って行われる発行会社と投資家との間の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しないミーティングの範囲について、上場会社による公募の場合と非上場会社による公募の場合とを区別する取扱いをしてもらいたい。 有価証券届出書提出の 1 ヶ月以上前に行われる情報発信に関し、企業内容等ガイドライン 2-12③によりセーフハーバー規定が導入されたと理解しているが、上場会社による公募の場合と非上場会社による公募の場合とが区別されていないことによって、非上場会社による IPO の場合にも、公募前の会議に参加できる投資家候補（証券会社を含む）の数、回数等が限定され（2 回から 3 回まで）、秘密保持契約を締結することが必要となったりしている。非上場会社の公募の場合には、公募に関する情報が株価に影響を与えるケースはまれであり、不公正取引が行われる可能性は低い。 英国では、Market Abuse Rules 11 条において、公募前のマーケットサウンディングが認められており、日本においても同様の制度が構築されれば、上場を目指す企業にとって効率的なシステムとなるし、東京資本市場の活性化、信用強化に資するのではないか？	金融商品取引法第 4 条では、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等（勧誘）は、発行者が有価証券届出書（届出書）を提出した後でなければ行うことができないとされています。このように届出書の提出前の勧誘が禁止されている趣旨は、勧誘による販売圧力によって、投資者が不確実または不十分な情報に基づく投資判断を強いられる事態の防止にあるとされています。 これに関連する企業内容等開示ガイドライン 2-12③においては、届出書提出の 1 ヶ月以上前に行われる情報発信について、 (1) 有価証券の募集・売出しに言及がなく、 (2) 届出書提出日以前 1 ヶ月以内に再度発信されないための合理的な措置がとられている場合には、 情報発信が行われてから届出書の提出までに一定の期間があり、当該情報発信により生じた特定の有価証券に対する投資者の関心は沈静化し、その関心が再び高まるおそれも低いと考えられることから勧誘には当たらないと整理されています。 上場会社による公募（P0）や非上場会社による公募（IPO）に先立ち、企業、証券会社が具体的にどのような情報発信を行うかは、上述の法令・ガイドラインを踏まえつつ、企業、証券会社がそれぞれの事情に即して判断すべきものと考えられますが、P0、IPO いずれの場合においても、同ガイドライン 2-12③は、（指摘されているような）公募前の会議に参加できる投資家候補の数や会議の回数や秘密保持契約の締結を、勧誘に当たらないための要件として設けているものではありません。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
12	平成 29 年 4 月～12 月	より良い金融行政の運営のための人材育成の手法として、これまで以上に金融庁のプロパー職員を財務局に出向させて現場でのモニタリング業務等を経験させるなど、金融庁と財務局の積極的な人事交流を行うことを検討してもらいたい。	金融庁と財務局の人事交流については、従前より職員の専門性と資質向上に向けて、 ・ 金融庁職員が財務局に出向し、財務局での金融行政を経験するとともに、地域経済の実態等の見聞を広める、 ・ 財務局職員が金融庁に出向し、財務局での金融行政を担う上での専門性を向上させる、 といった考え方にに基づき、双方向において計画的かつ積極的に実行してきたところです。 金融庁職員の財務局への派遣状況（平成 20 年度から平成 29 年度）については、若手職員は 3 名から 16 名と、また、財務局の幹部ポストへ派遣している管理職職員等は 15 名から 20 名と、それぞれの階層において計画的かつ着実に交流人数を増やしているところです。配属先は地域の金融機関を直接検査・監督する部署としており、若手職員には現場のモニタリング業務等を経験させるとともに、地域の課題に金融庁・財務局一体で取り組んでいます。 また、財務局職員の金融庁への受入状況については、若手職員を中心に毎年 50 名程度の交流を行っているほか、将来、財務局の幹部に登用し得る職員も毎年度 7 名程度受け入れており、財務局に復帰した際は、金融庁での経験・成果が発揮できる部署への配置をお願いしているところです。 今後も、金融庁と財務局の積極的な人事交流や情報共有を進めることにより、金融庁・財務局が一体として金融行政の質の向上を図っていきたいと考えています。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
13	平成 29 年 4 月～12 月	商工中金の不正融資が問題となったが、商工中金と同様の公的な制度融資の一つである「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」を実施している日本政策金融公庫も、恣意的に要件に合致させる等して民間金融機関より有利な条件での融資を実施している可能性がある。 本来、中小企業を支援するための融資制度が、融資実績を上げるための手法として用いられている点が大いに問題である。 商工中金のみならず、政府系金融機関全体についても幅広く改革を行っていただきたい。	公的金融は、民業補完を旨としつつ、民間金融と連携・協力して地域経済の発展を下支えする等の役割を担っています。 なお、各地域には、生産性が低く、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業等が多数存在する中、政府系金融機関は、地域金融機関との信頼関係に基づき連携・協業しながら、こうした企業の支援に重点的に取り組むことが重要であると考えています。 こうした観点から、金融庁としては、日本政策金融公庫も含め公的金融と民間金融の競合等の実態を調査するとともに、政府系金融機関、民間金融機関、関係省庁と意見交換を行い、地域金融・中小企業金融の分野における公的金融と民間金融の連携・協力を含む望ましい関係のあり方について議論を行ってまいります。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
14	平成 30 年 1 月～3 月	金融庁は店頭 FX 規制（レバレッジ規制）強化を検討しているとのことだが、既に日本では国際的にみても最高レベルの厳しい規制がなされている。 これに対して、現在問題になっている仮想通貨は世界中で規制が進んでいるが、日本では厳格な規制は定められていない。FX の値動きはリーマンショックのような歴史的な金融事件があった場合においても一日に数%程度であったが、仮想通貨の値動きは一日に 50%を超えることもあり、日々の価額の変動は FX の数十倍となっている。 この様な危険な仮想通貨に、FX を辞めて手を出している投資家はすでに一定数おり、仮想通貨関連のトラブルに巻き込まれている投資家も存在する。 そのような状態で更に店頭 FX 規制を強化した場合、店頭 FX から仮想通貨に流れる投資家が増えることが予想される。金融庁の勝手な判断で過剰な規制を進められることのないよう、適切なご判断をいただきたい。	我が国の店頭外国為替証拠金取引（店頭 FX 取引）市場については、近年その取引規模が 5,000 兆円程度まで拡大しており、店頭 FX 業者の決済リスク管理を不十分なままにしておけば、外国為替市場や金融システムにも影響を及ぼし、システムリスクに繋がる可能性を有しており、その決済リスク管理の重要性が高まっていると考えられます。このような問題意識の下、本年 2 月に「店頭 FX 業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」を設置しました。 その後、「個人投資家の意見も聞いた上で検討すべき」といったご意見が寄せられたことから、同検討会では、個人投資家を含めた幅広い利用者からの意見募集を行い、その結果も踏まえて、先般報告書が取りまとめられました（6 月 13 日公表）。 報告書では、店頭 FX 業者の決済リスク管理強化に向けた対応策として、自己資本・ストレステストの拡充や取引データの報告制度の充実を図ること等が盛り込まれており、今後、金融庁では、報告書で示された各施策について、適切な対応を行ってまいります。 なお、暗号資産（いわゆる仮想通貨）については、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置し、本年 4 月より、ご議論いただいているところです。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
15	平成 30 年 4 月 ～ 令和元年 9 月	(意見①) 大蔵省告示第 50 号（平成 8 年 2 月 29 日）別表第 3 記載の「保険の種類」ごとのリスク係数のうち、「ペット保険」は、現在、「その他の保険」に分類されることとなっている。しかし、当社の試算によれば、そのリスクは法定のリスク係数よりも明らかに低い数値となっており、経営上の弊害が出ている。上記の告示に定める「保険の種類」とリスク係数の合理性について検討し、見直していただきたい。	(意見①) 我が国のソルベンシー・マージン基準は、保険会社の経営の健全性を判断するために、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準として、保険業法第 130 条に基づき定められたものです。 ご指摘の大蔵省告示第 50 号（平成 8 年 2 月 29 日）別表第 3 については、損害保険会社の一般保険リスク相当額の計算において使用されるリスク係数を定めるものであり、「火災保険」、「傷害保険」、「自動車保険」、「船舶保険」、「貨物保険」及び「その他の保険」のそれぞれについて、過去の損害率の統計に基づき、95%VaR の損害率と平均損害率の差を保険料基準リスク係数としています。 この「保険の種類」の区分及びリスク係数については、リスクの同質性及びリスク係数の算出における統計的信頼性のバランス等を総合的に勘案した上で設定しています。これらについては、各種の情勢等の変化を踏まえ、見直すことが適当と判断された場合には、必要な見直しを実施することとしています。 なお、我が国のソルベンシー・マージン基準については、資産・負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況を的確に把握しようとする枠組みの導入を検討するため、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」を設置し、本年 6 月よりご議論いただいているところです。この会議で示される方向性も踏まえ、今後、リスク係数の合理性についても、適切な検討を行ってまいります。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
15	平成 30 年 4 月 ～ 令和元年 9 月	(意見②) 保険業法施行規則第 70 条において、「初年度収支残」と「未経過保険料」のいずれか高い方を「普通責任準備金」として積み立てることが定められているところ、「初年度収支残」方式は、業績の予測や理解が困難で、必要な投資が遅れるリスクや、国際会計基準（IFRS17）との整合性から、「未経過保険料」方式を採用できるように改定していただきたい。当社において、未経過保険料方式を採用した場合でも、保険計理人が法令に基づき検証する責任準備金残高を上回っていることは、契約者保護の観点から過去の事業年度にわたって確認してきている。	(意見②) 一定の偶然の事故によって生ずる損害をてん補する損害保険では、保険事故は不均一に発生する可能性があります。普通責任準備金について、未経過保険料と初年度収支残のいずれか大きい金額を積み立てることとしているのは、こうした損害保険の特性を踏まえ、未経過保険料のみの積立てでは未経過の保険期間に対する債務を履行する上で不足する場合に備え、両者のいずれか大きい金額を積み立てることで責任準備金に保守性を持たせ、保険会社の財務の健全性を確保することとしています。 ただし、料率設定時の前提が当てはまらなくなった場合等には、未経過の保険期間に対する債務を履行する上で責任準備金がお不足する可能性があります。 このため、保険業法では、上記に基づいて積み立てた会計上の責任準備金と各社の保険計理人が適切と判断した方法により計算した将来収支を比較し、責任準備金の水準を補完的に確認する（不足がある場合は追加責任準備金の積立て）ことを求めています。 以上により、普通責任準備金の計算において初年度収支残を考慮しないこととする措置は、保険会社における財務の健全性確保の観点から、困難と考えられます。 なお、保険会社を取り巻く環境やリスクの態様の変化も踏まえ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくための規制・競争環境を整備していくことは重要であると考えます。保険業法に基づく会計処理の在り方についても例外ではありませんが、その見直しにあたっては、保険会社の財務健全性や保険契約者保護の観点に加え、会計処理の比較可能性や客観性、制度の見直しに伴うコスト・ベネフィットの観点等からも十分に検討する必要があるところ、いただいたご意見については今後の制度検討における参考とさせていただきます。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
16	令和元年9月 ～ 令和2年3月	金融商品仲介業者と証券会社間の情報共有に係る顧客からの同意書の受入方法に関し、現在の金融商品取引業等に関する内閣府令等上、親子法人間のファイアーウォール規制で導入されている電磁的方法による同意取得に関する規定が見当たらない。 犯罪収益移転防止法上もオンライン完結方式が認められているため、顧客の口座開設手続等を完全にオンラインで完結するモデルを検討しているが、情報共有同意書の受入れが紙ベースしか認められない場合、大幅なコストアップ及び顧客の利便性低下が懸念されるため、顧客の同意について電磁的書面の受入れを可能としていただきたい。	本規制に係る同意取得の方法については、新型コロナウイルス感染症対応としての書面・押印・対面手続きの見直しに係る要望も頂いており、投資家保護上の支障がない限りオンラインでの同意取得が可能となるよう、必要な措置を講じていきます。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
17	令和元年9月 ～ 令和2年3月	スチュワードシップ・コード（再改定版）に関するパブリック・コメントの実施に際して意見提出を行ったところ、結果の公示にあたり、下記の当該提出意見が一部のみを抽出した形で要約されてしまった。要約により削除された部分は重要な内容を含むものであり、編集や要約を行わずに公示がなされるべきであった。そのため、現在公示されている内容を修正し、当該提出意見全文を公示するよう求める。 1. スチュワードシップ・コード（以下、SSコード）の制定・受け入れが、上場企業の企業価値向上や持続的成長、さらに日本経済全体の成長にどのようにつながっているかを確認するために、株価やGDP等の変動を定量的に検証すべきではないか。 2014年のSSコード制定以来、運用機関、アセットオーナー、上場企業等に相応の負荷がかかっているが、EBPM(Evidence Based Policy Making。証拠に基づく政策立案)の観点からも、また費用対効果の観点からも、現在のSSコードの内容が適切かについて、株価等の経済指標の面からも検証すべきである。 また、SSコードは制定以降、受け入れた運用機関等に対する負荷が漸次的に高まる改定がなされてきているが、負荷が減る方向の改定が実施される気配は全くない。 SSコードに則った経営に相当のコストを投じている運用機関等も散見されるが、そもそもSSコードの内容や方向性が妥当かどうか（上述の企業価値向上等に本当につながっているのか）をしっかりと検証すべきである。	この度は、スチュワードシップ・コードの再改訂についてのパブリックコメントに貴重なご意見をお寄せいただき、誠に有難うございました。 当該パブリックコメントに関しては、例年、多数の個人・団体の皆様からご意見をいただくことから、結果を公表するにあたっては、読みやすさや理解しやすさの観点から、皆様からいただいたご意見については、同趣旨の他のご意見と統合することも含め、要約・整理して掲載させていただいているところです。 今回のパブリックコメントにおいても70弱の個人・団体の皆様よりご意見をいただき、上記の観点から皆様からいただいたご意見につき要約・整理をさせていただきました。頂いたご意見につきましても、216番及び251番において、要約・整理の上回答させていただいた次第です。 こうした事情につきましては、当該パブリックコメントの実施に際し、ご意見に対しての個別の回答は行わない旨をあらかじめお断りさせていただくことで周知をしておりましたが、意見公募結果の公表におきましては、ご指摘のとおり、意見の要約・整理が恣意的とならないようにすることが今後の政策をより良いものとするためにも必要であり、重要であると考えております。今後も恣意的な要約とならないよう、チェック体制を強化する等により対処してまいりたいと考えております。 （注）なお、行政手続法第43条第2項において、パブリックコメント結果は、必要に応じて、提出意見を整理・要約したものを公表できることとなっております。他方、本コードは、行政手続法第2条の「命令等」に該当しないため、行政手続法の手続きに準じてはありますが、同法の外で、任意で意見を公募させていただいたものであります。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
17	令和元年9月 ～ 令和2年3月	なお、その検証の場の一つとして「SSコードに関する有識者会議」や「SSコード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」があると考えられるものの、経済指標の変動に関する定量的な検証には至っていない。 さらに、両会議ともにメンバーの人選が恣意的で、バランスが非常に悪いと感じる。 SSコードやコーポレートガバナンス・コードの推進派が多数選定されており、この人選で審議を行えば、運用機関等にとって負荷が高まる改定となるのは自明である。 2. SSコードはソフト・ローではあるものの、大手公的年金が受け入れ、SSコードに則った運営を行っており、運用機関に対してSSコードに即した運用を求めていることから、実質的にハード・ロー的な効果を持ってしまう。 日本への投資資金の流入や、海外の運用機関の進出を不合理に妨げることのないよう、海外（欧州や英国との比較は上記会議にて検証済みであるので、それら以外の諸外国）の規制とのイコール・フッティングを十分に意識すべきである。 そのため、上記1で述べた点とも重複するが、現在のSSコードの内容・負荷が、企業価値向上等に真につながっているのかを十分に検証すべきである。	

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
18	令和2年4月 ～ 令和2年6月	新型コロナウイルス蔓延を受け生命保険各社はオンラインでの販売・勧誘を進めているが、契約時には署名のために申込書を郵送でやり取りすることが必要であり、顧客と保険募集人双方にとって手続きが煩雑となっている。ビデオ会議等で適切に本人確認をした上で、オンラインで電子署名することができるようにならないか。	6月上旬に、金融庁と金融機関の間で検討会を設置し、金融機関における書面・押印・対面手続の見直しに向けて議論を進めているところであり、こうした場で集中的に議論を行うことによって、金融機関における書面・押印・対面手続の見直しが進むよう、金融庁として全力で取り組んでいるところ。 当庁としては、顧客の意向把握、情報提供および説明等の募集品質を確保いただくことを前提としつつ、「新しい生活様式」への対応が社会全体として求められる中で、保険各社に対して、ビデオ会議システムを活用するなどの非対面による保険募集も含め、顧客のニーズに沿った保険募集の方法を更に検討いただきたいと考えているところ。 ご意見を頂いた、ビデオ会議画面上で適切な本人確認を行い、オンライン署名を行うことについても、技術的に適切な本人確認等が可能なのであれば、保険募集の一つの方法として認められる得るものであり、各保険会社による経営判断のもと、導入の是非についてご検討いただきたい。 なお、既にそのようなシステムを用いている保険会社もあるものと承知している。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
19	令和2年4月 ～ 令和2年6月	現在、通信販売を除く生命保険代理店(以下一般保険代理店)においては、第一次選択や意向確認等の観点から面談による説明が必須とされているため、新型コロナウイルス感染防止の観点から訪問面談による営業ができなくなっている。また、もともと多くのお客様は面談時間の削減を望んでおり、保険業法等によるお客様保護の考えと整合性が実務上取れていない。それらに鑑み、無面談によるリモートワーク(例えば電話による意向把握・意向確認・振り返り・お客様宛の郵送による申込書送付)でも保険募集ができるように、法令・ガイドラインの簡素化をお願いしたい。また、約款や契約概要・注意喚起情報についての募集人の情報提供義務・意向確認義務をお客様の情報請求義務に変更して頂きたい。	6月上旬に、金融庁と金融機関の間で検討会を設置し、金融機関における書面・押印・対面手続の見直しに向けて議論を進めているところであり、こうした場で集中的に議論を行うことによって、金融機関における書面・押印・対面手続の見直しが進むよう、金融庁として全力で取り組んでいるところ。 当庁としては、顧客の意向把握、情報提供および説明等の募集品質を確保いただくことを前提としつつ、「新しい生活様式」への対応が社会全体として求められる中で、保険会社や保険代理店に対して、非対面による保険募集も含め、顧客のニーズに沿った保険募集の方法を更に検討いただきたいと考えている。 ご意見を頂いた、電話による意向把握や意向確認等についても、保険業法や監督指針において禁止されているものではなく、顧客保護上の適切な態勢整備が行われるのであれば(※)、導入いただいて差し支えないものと考えており、既に多くの保険会社や保険代理店において、電話による保険募集は行われているところ。 ※監督指針Ⅱ-4-2-2(2)⑩カ カ. 電話・郵便・インターネット等のような非対面の方式による情報の提供及び説明を行う場合は、上記ア. からオ. に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われる体制が整備されているか。 例えば、少なくとも以下のような方法により、顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われている必要がある。 (注) 特定保険契約にあっては、契約締結前交付書面の交付方法として、法定の記載事項・記載方法の要件を満たした書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供しか行うことができないことに留意すること。 (ア) 電話による場合

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
19	令和2年4月 ～ 令和2年6月		顧客に対して口頭にて説明すべき事項を定めて、当該書面の内容を適切に説明するとともに、当該書面を読むことが重要であることを口頭にて説明のうえ、郵便等の方法により遅滞なく当該書面を交付する方法 (イ) 郵便による場合 当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような記載を行ったうえで、当該書面を顧客に送付する方法 (ウ) インターネット等による場合 当該書面の記載内容、記載方法等に準じて電磁的方法による表示を行ったうえで、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような電磁的方法による説明を行う方法 (注 1) 上記エ. に規定する内容と同程度とは、例えば、郵便の場合は書面への記載、インターネット等の場合は電磁的方法による表示により、口頭による情報の提供及び説明に代えることが考えられる。 (注 2) 郵便による場合、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような書面を併せて送付することでも足りる。 (注 3) インターネット等による場合、当該書面の郵送等に代えて、印刷や電磁的方法による保存などの手段が考えられる。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
20	令和2年4月 ～ 令和2年6月	貴庁は「新型コロナウイルス感染症の影響により、法令上提出期限の確定している報告・届出についてお困りのことがございましたら、柔軟な対応を検討しますので、ご遠慮なく金融庁又は所管の財務（支）局までご相談ください。」と公表しているが、以下のとおり、実際には極めて相談しにくい状況となっている。 実際に相談すると、報告書が遅れる場合には、代表取締役名義の詳細な報告書の提出が必要と言われ、出勤が困難な状況で、法令の根拠がないにもかかわらず、押印の省略を認めないと言われる。また、法令上の根拠のない任意報告を多く求められる。 業務上でヒアリングが必要な際に、金融機関が用意する通信機器を利用したビデオ会議をいっさい認めず、発言者の特定が難しく意見交換がスムーズではない貴庁が用意した電話会議しか認めない。他の省庁では柔軟にビデオ会議を利用している中で、Fintechを謳いながらもTechの利用に大きな障害がある。	ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、金融機関等における当庁又は財務（支）局への報告等の提出期限について柔軟な対応を検討する旨を当庁ウェブサイトにて公表している。 他方、最終的に、どの手続きについて、どのような対応を可能とするかについて、監督当局で統一的な見解が具体的に存在している訳ではなく、各手続の性質や、その時々状況等、複数の要素について慎重に検討した結果、各担当部署において判断を下している実態も見られるところ。 こうした対応の違いを減らしていくために、提出期限の柔軟化に加えて、押印不要化や電子化を可能とするための一定の基準を示すことが出来るよう、官民手続に関する当面の対応方針として、 （１）e-Gov または金融庁業務支援統合システム（以下、「e-Gov 等」という。）に対応していない申請・届出について、システム対応するまでの間、原則として、e メールによる受付も可能とする。また、e-Gov 等に対応している申請・届出についても、申請者側に、e-Gov 等による提出の整備環境が無い場合においては、e メール受付も可能とする （２）押印（及び印鑑証明書の添付）の無い申請・届出等についても有効とする （３）公的機関が発行する添付書類（登記事項証明書、住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）については、1ヶ月を目途として後日原本を送付することを前提に、電子データによる提出を可能とする （注）但し、収入印紙を必要とする申請書類については、消印する前に収入印紙をコピーすることが印紙等模造取締法により禁止されているため、収入印紙を貼付する欄を空欄として電子データで送付されたことをもって登録・認可等の審査手続を進めることを可能とするものの、登録・認可等については、後日収入印紙を貼付した原本が送付されたことをもって行うこととする。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
			旨、7月17日に各金融業界に周知文を送付している。 加えて、当面の対応後にどのような対策を講じていくかについても現在整理中であり、可及的速やかにお示ししたい。 ビデオ会議の導入については、金融機関の要望に応じて、非対面のヒアリングにも対応できるよう、前向きに取り組んでいる。これまで、通信機器の台数に限りがあったため、一部の会議において実現出来ているというのが実情であったが、現在、主要なオンライン会議システムに対応できるよう情報通信環境を整備したところである。

番号	意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
21	令和2年4月 ～ 令和2年6月	新しい金融商品に関するA社の対応により損失を被った者が、ある金融ADR機関に苦情をいれたところ、商品に関する理解に乏しいためか、全く対応してくれないばかりか、諦めるように言われるなど、中立、公正な立場ではなかった。	○金融ADR制度は、金融商品・サービスの利用者と金融機関間のトラブルについて、金融ADR機関が、専門的な知見を活かしつつ、中立・公正な立場で、裁判外での簡易・迅速な解決手段を提供するものであり、利用者保護の充実・利用者利便の向上のため、重要な役割を果たしているものと考えます。 ○こうした金融ADR制度の意義を踏まえ、金融ADR機関には、金融商品・サービスに係るトラブルについて、幅広く紛争解決等業務の対象として利用者の相談等に応ずること、利用者との応対を通して事案の内容を適切に把握し利用者の疑問等に適確かつ分かり易く説明すること、公正かつ適確な紛争解決等業務の遂行のため研修の実施等による職員の資質の維持・向上を図ること等が求められています。 ○当庁のADR担当部署においても、ご意見にある事例のような金融ADR機関に関する相談・苦情等が当庁に寄せられた場合は、適宜金融ADR機関に情報提供し、改善を促しているほか、「金融トラブル連絡調整協議会」においても、外部有識者の方々も交えて利用者保護の充実等に資する議論を行い、金融ADR機関全体の業務改善を促してきているところです。 ○こうした対応も含め、今後も引き続き適切な監督・モニタリングに努めてまいります。

第13節 金融サービス利用者相談室

I 概要（別紙1参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
2. 「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。
3. 金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
4. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
5. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

II 相談等の受付状況（別紙2参照）

2019年4月1日から2020年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

1. 総受付件数は37,518件となっている。1日当たりの平均受付件数は156件となっており、2018年度（151件）からやや増加している。そのうち、事前相談の受付件数は489件となっている。
2. 分野別では、預金・融資等が12,306件（33%）、保険商品等が8,616件（23%）、投資商品等が8,374件（22%）、貸金等が2,682件（7%）、暗号資産（仮想通貨）等が1,794件（5%）、金融行政一般・その他が3,746件（10%）となっている。

分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が29件（6%）、保険商品等が26

件（５％）、投資商品等が 306 件（63％）、貸金等が 21 件（４％）、暗号資産（仮想通貨）等が 94 件（19％）、金融行政一般・その他が 13 件（３％）となっている。

3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

（１）預金・融資等に関する相談等の受付件数は、2018 年度（11,266 件）に比べて、増加している。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが 4,216 件（34％）、一般的な照会・質問に関するものが 2,429 件（19％）等となっている。

（２）保険商品等に関する相談等の受付件数は、2018 年度（7,441 件）に比べて、増加している。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが 2,932 件（34％）、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが 1,757 件（20％）等となっている。

（３）投資商品等に関する相談等の受付件数は、2018 年度（8,510 件）に比べて、やや減少している。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが 2,970 件（35％）、個別取引・契約の結果に関するものが 2,495 件（29％）等となっている。

また、詐欺的な投資勧誘に関する情報は 304 件あり、そのうち 197 件が何らかの被害があったものである。

（４）貸金等に関する相談等の受付件数は、要因別では、一般的な照会・質問に関するものが 1,068 件（39％）、個別取引・契約の結果に関するものが 561 件（20％）等となっている。

（５）暗号資産（仮想通貨）等に関する相談等の受付件数は、要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが 797 件（44％）、一般的な照会・質問に関するものが 573 件（31％）等となっている。

4. 寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

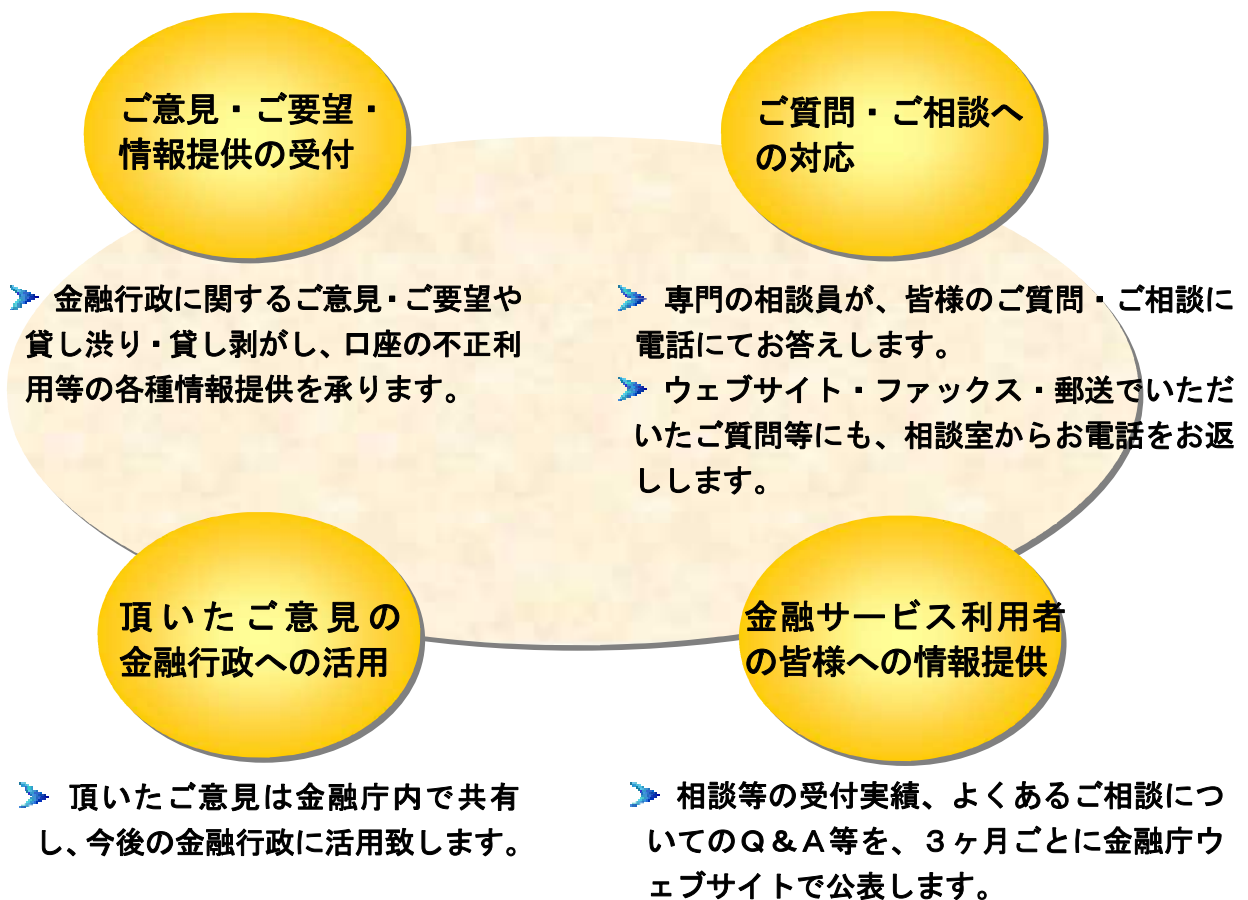
（参考）「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等
2019 年 4 月 1 日～6 月 30 日・・・2019 年 9 月 3 日公表（第 56 回）
2019 年 7 月 1 日～9 月 30 日・・・2019 年 12 月 18 日公表（第 57 回）
2019 年 10 月 1 日～12 月 31 日・・・2020 年 6 月 30 日公表（第 58 回）
2020 年 1 月 1 日～3 月 31 日・・・2020 年 6 月 30 日公表（第 59 回）

金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください!!

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する
「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

◆ 相談室が提供する 4 つのサービス



- ご留意事項 -

- ❏ 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ❏ ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。
- ❏ 聴覚・言語障害等により電話対応が困難な障害者の方につきましては、個別に対応方法を検討いたしますので、お申出下さい。

裏面もご覧下さい ➡➡➡

◆ 相談室へのアクセス方法

お電話での受付

- 受付時間：平日 10:00～17:00
 - 電話番号：0570-016811（ナビダイヤル）
IP 電話からは 03-5251-6811
- （注）お電話は、対応内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております。
- 受付の流れ：

➤ 上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

- ① 預金・融資等に関するご相談
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ 貸金等に関するご相談
- ⑤ 暗号資産（仮想通貨）等に関するご相談
- ⑥ 金融行政一般・その他に関するご相談

➤ 相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

そのほか、下記の方法にてご意見・相談・情報提供等を 24 時間受付けています。

- 下記の方法にてご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日の 10:00～17:00 の間に、お電話をお返し致します。
- （注1）ご回答をお求めの場合には、氏名及び電話番号の記載をお忘れなく。
- （注2）「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
- お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

ウェブサイトでの受付

- 金融サービス利用者相談室ウェブサイト受付窓口へ
(<https://www.fsa.go.jp/opinion/>)

ファックス等での受付

- ファックス番号：03-3506-6699
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受付けています。
〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛



金融庁
総合政策局総合政策課 金融サービス利用者相談室

(別紙2)

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
(2019年4月1日～2020年3月31日)

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

2019年4月1日～6月30日・・・2019年9月3日公表(第56回)

2019年7月1日～9月30日・・・2019年12月18日公表(第57回)

2019年10月1日～12月31日・・・2020年6月30日公表(第58回)

2020年1月1日～3月31日・・・2020年6月30日公表(第59回)

1. 類型別受付件数

(単位:件)

区 分	2019/4～6	2019/7～9	2019/10～12	2020/1～3	2019年度合計
質 問 ・ 相 談	6,424	6,545	5,878	7,255	26,102
意 見 ・ 要 望	2,438	2,642	2,019	1,805	8,904
情 報 提 供	486	485	424	405	1,800
そ の 他	201	170	162	179	712
合 計	9,549	9,842	8,483	9,644	37,518

2. 受付方法別件数

(単位:件)

区 分	2019/4～6	2019/7～9	2019/10～12	2020/1～3	2019年度合計
電 話	7,453	7,537	6,790	7,963	29,743
ウ ェ ブ サ イ ト	1,230	1,319	997	1,033	4,579
フ ァ ッ ク ス	94	90	85	83	352
手 紙	313	424	268	260	1,265
そ の 他	459	472	343	305	1,579
合 計	9,549	9,842	8,483	9,644	37,518

3. 分野別受付件数

(単位:件)

区 分	2019/4～6	2019/7～9	2019/10～12	2020/1～3	2019年度合計
預 金 ・ 融 資 等	2,925	2,899	2,636	3,846	12,306
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	1,862	2,654	2,109	1,991	8,616
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	2,164	2,234	1,951	2,025	8,374
貸 金 等	642	696	692	652	2,682
暗 号 資 産 (仮 想 通 貨) 等	494	522	402	376	1,794
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	1,462	837	693	754	3,746
合 計	9,549	9,842	8,483	9,644	37,518

4. 分野別・要因別の相談等受付件数

○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預金		融資		その他		合計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4 月 ～ 6 月	1,020	34.9	810	27.7	1,095	37.4	2,925	100.0
7 月 ～ 9 月	1,060	36.6	801	27.6	1,038	35.8	2,899	100.0
10 月 ～ 12 月	1,026	38.9	715	27.1	895	34.0	2,636	100.0
1 月 ～ 3 月	983	25.6	2,046	53.2	817	21.2	3,846	100.0
2019年度合計	4,089	33.2	4,372	35.5	3,845	31.2	12,306	100.0

○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4 月 ～ 6 月	468	25.1	761	40.9	633	34.0	1,862	100.0
7 月 ～ 9 月	848	32.0	798	30.1	1,008	38.0	2,654	100.0
10 月 ～ 12 月	619	29.4	787	37.3	703	33.3	2,109	100.0
1 月 ～ 3 月	504	25.3	760	38.2	727	36.5	1,991	100.0
2019年度合計	2,439	28.3	3,106	36.0	3,071	35.6	8,616	100.0

○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証券会社 (第一種業)		その他		合 計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4 月 ～ 6 月	535	24.7	1,629	75.3	2,164	100.0
7 月 ～ 9 月	598	26.8	1,636	73.2	2,234	100.0
10 月 ～ 12 月	521	26.7	1,430	73.3	1,951	100.0
1 月 ～ 3 月	600	29.6	1,425	70.4	2,025	100.0
2019年度合計	2,254	26.9	6,120	73.1	8,374	100.0

○貸金等

(単位:件)

区 分	件 数
4 月 ～ 6 月	642
7 月 ～ 9 月	696
10 月 ～ 12 月	692
1 月 ～ 3 月	652
2019年度合計	2,682

○暗号資産(仮想通貨)等

(単位:件)

区 分	件 数
4 月 ～ 6 月	494
7 月 ～ 9 月	522
10 月 ～ 12 月	402
1 月 ～ 3 月	376
2019年度合計	1,794

○金融行政一般・その他

(単位:件)

区 分	件 数
4 月 ～ 6 月	1,462
7 月 ～ 9 月	837
10 月 ～ 12 月	693
1 月 ～ 3 月	754
2019年度合計	3,746

第14節 政策評価への取組み

金融庁においては、2012 年 4 月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：5 カ年）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：4 月～翌年 3 月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、2017 年 4 月から 2022 年 3 月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び政策に共通する考え方や姿勢、「基本計画」の位置づけを明記するなど、「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」や「実績評価における基本政策・施策等一覧」を示している。（別紙 1、2 参照）

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「公表物」中の「政策評価」を参照。

なお、PDCA サイクルを有効に機能させるため、2013 年度からは、5～6 月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。（別紙 3 参照）

また、同年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（2013 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、2013 年度実績評価から、従来 3 段階の区分で評価していたものを、各府省共通の 5 段階区分で評価を実施することとした。

（参考 1） 金融庁における政策評価への取組み（別紙 4 参照）

（参考 2） 評価の実施状況（別紙 5 参照）

「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

- 2017 年度からの 5 年間にわたる「金融庁の政策評価に関する基本計画」においては、以下の 3 つを「基本政策」として定めることとした。

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」
- ・「利用者の保護と利用者利便の向上」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の向上」

これらの「基本政策」は、それ自体が金融行政の最終目標というよりも、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大」という金融行政の「究極的な目標」を達成するための「手段」と位置付けることが適切である。

(注) 金融庁は、発足の当初、自らの任務を「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「市場の公正性・透明性の確保」の 3 つとしてきたが、これらは「究極的な目標」の達成のための必要条件であり、今後は、金融行政の目標については視野を広げ、

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立」
- ・「利用者保護と利用者利便の両立」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の両立」

の実現を通じて、「究極的な目標」を目指すことが求められていると考えられる。

- また、上記の 3 つの「基本政策」のほかに、

- ・ 3 つの「基本政策」に係る横断的な課題への対応

(「IT 技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応」「業務継続体制の確立と災害への対応」等)

を「横断的施策」とするほか、

- ・ 3 つの「基本政策」と「横断的施策」を実施する上での基礎となる「金融庁の行政運営・組織の改革」を、これらの政策・施策とは別の取組みとして整理する。

(以 上)

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成 29～33 年度）

（注）施策によっては、他の施策目標の達成に資することがあることに留意。

基本政策	施策
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施 2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化 2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施 3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

（横断的施策）

施策
1 IT 技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応
2 業務継続体制の確立と災害への対応
3 その他の横断的施策

（金融庁の行政運営・組織の改革）

施策
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化
2 検査・監督の見直し
3 金融行政を担う人材育成等

金融庁における令和元年度実績評価（概要）

基本政策／施策	主な取組み（実施計画より）	主な実績	今後の課題・対応
I 金融システムの安定と金融仲介機能			
1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	✓ 内外経済・金融市場の動向をリアルタイムに情報収集し、金融システムにおける潜在的なリスク等を分析・評価した上で、業界横断的な視点に加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題も踏まえ、金融モニタリングを実施 ✓ 低金利環境の継続やマクロ環境の変化を踏まえ、①金融機関の過剰なリスクテイクにより金融システムに大きな影響を及ぼすリスクが蓄積していないか、②金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築し健全性を維持できるか、について重点的にモニタリング	✓ 経済・金融市場や市場参加者の動向、新型コロナウイルス感染症の影響を含む内外環境変化等を適時に把握し、金融機関のモニタリングに業態横断的に活用するとともに、金融システムの潜在的なリスクや脆弱性の調査・分析を実施 ✓ 健全性維持の観点から、持続可能なビジネスモデル構築に向けたガバナンス態勢に関する対話を実施したほか、信用リスク管理等の長期にわたる金融緩和継続に伴うリスクへの対応や、リスクテイクに見合った運用態勢・リスク管理態勢の構築や機動的なポートフォリオ運営を促進	日本の金融システムに影響を及ぼす可能性のある内外環境変化に関する情報収集・分析の高度化等を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響に留意しつつ、金融システムの安定性の維持に向けた取組を進めるとともに、金融機関の健全性を確保・維持するため、実践と方針に基づき、業態横断的な対応に加え、 －大手銀行グループの海外業務やグループ連携の強化・拡大、経営インフラの刷新、非金融業との協業の動きなど、リスクの多様化・複雑化を踏まえた対応 －地域金融機関の金融仲介機能の十分な発揮と必要な健全性の確保への対応 －低金利環境の継続による収益環境の悪化、顧客の保険ニーズの変化、自然災害の激甚化等のリスクの変化を踏まえた対応 －証券会社を取り巻く顧客層の世代交代、IT 化の進展に伴う取引チャネルの多様化等の経営環境の変化を踏まえた対応 など、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じた金融モニタリングを実施していく。
2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	✓ 金融システムの安定性確保のため、国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等に向けて取り組む	✓ 国際的な自己資本比率規制の見直し（バーゼルⅢの最終化）を踏まえ、国内実施に向けた関係者との対話を行い、規制案公表のための作業を実施	国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備や、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法の検討など、金融システムの安定性の確保に取り組んでいく。
3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	✓ 地域金融機関のビジネスモデルの持続可能性確保に向けて、昨年度に試行した「探究型対話」で得られた知見を活用し、金融庁・財務局が一体となって対話を実施 ✓ 確固たる経営理念の下での戦略・計画の実行、PDCA の実践状況等について、地域金融機関の各階層・社外取締役と、心理的安全性の確保に留意しつつフラットな関係で対話を実施 ✓ 地域金融機関のビジネスモデル確立のための環境整備として、金融機関の業務範囲等にかかる規制緩和や地域金融機関の経営・ガバナンスの改善に資する主要論点（コア・イシュー）の策定等を含むパッケージ策を実施	✓ 地域金融機関のビジネスモデルの持続可能性確保に向けて、確固たる経営理念の下での戦略・計画の実行、PDCA の実践状況等について、地域金融機関の各階層・社外取締役と、心理的安全性の確保に留意しつつフラットな関係で対話を実施 ✓ 地方銀行等の独占禁止法の特例法案の制定に向け関係省庁として協力したほか、業務範囲に係る規制緩和、「地域金融機関の経営とガバナンスの向上に資する主要論点（コア・イシュー）」の策定・公表等を実施 ✓ 地域課題解決支援チームでは、「ちいきん会」「ダイアログ」「新現役交流会 2.0」の開催等を通じ、ネットワークの構築や地域課題の解決に向けた伴走支援を実施。また、地域課題解決支援室を立ち上げ、相談の受付や HP への事例掲載等を通じ、同チームのノウハウ等を展開 ✓ 新型コロナウイルス感染症への対応として、金融機関に対し、事業者への積極的な支援や日本政策金融公庫等との連携強化等に関する要請を実施するとともに、事業者への資金繰り支援の取組みの促進を当面	新型コロナウイルス感染症への対応として、金融機関による事業者等への資金繰り支援や経営改善支援等の促進など、必要な措置を実施していく。 また、地域金融機関を取り巻く経営環境が引き続き厳しい状況にあることも踏まえつつ、金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、心理的安全性の確保に留意し、財務局と一体となって、「コア・イシュー」も活用しながらガバナンスの向上等について金融機関と対話を行っていくほか、規制緩和等により地域金融機関を取り巻く環境整備を図っていく。 「ちいきん会」の開催等により得られたノウハウや人脈等を活用した財務局・自治体・金融機関等へのサポートにも取り組んでいく。

		✓ 地域課題解決支援室や生産性向上支援チーム、地域課題解決支援チームの活動を通じて財務局と連携を強化しつつ、地域の課題解決、地域経済エコシステムの形成・深化に貢献	の検査・監督の最重点事項として特別ヒアリングを実施するなど、金融機関の取組状況を確認	
Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上				
1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	✓ 「G20 福岡ポリシー・プライオリティ」の内容も踏まえ、金融経済教育や長期・積立・分散投資を促す「つみたてNISA」の普及等の施策を実施 ✓ 「顧客本位の業務運営に関する原則」の经营理念への反映、営業現場における浸透・実践について金融機関の経営者等と対話を行うとともに、比較可能な共通 KPI の更なる普及・浸透を図り、金融機関の取組みの「見える化」を促進	✓ 金融庁・財務局による出張授業を実施（81 校約 14,000 人）したほか、新学習指導要領の円滑な施行に向けて教員向け研修会等への講師派遣や教材作成を実施。また、令和 2 年度税制改正要望にて、つみたて NISA の 5 年延長等を実現したほか、ウェブサイトや SNS を通じたつみたて NISA の広報等を実施（令和 2 年 3 月末時点：約 220 万口座） ✓ 顧客本位の業務運営の浸透・定着状況について、営業現場における外貨建保険等に係る顧客宛提案等の実態を含め、金融機関と対話を実施。また、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、「顧客本位の業務運営のあり方」等について議論		ICT を活用したデジタルコンテンツ等の提供や、教育現場との協力関係の深化による金融経済教育の推進、2024 年の新 NISA 導入に向けた周知・広報等に取り組む。 顧客本位の業務運営の確立と定着に向けて、同ワーキング・グループの議論も踏まえた同原則の見直しの検討や、金融機関の取組み事例の比較・分析による金融機関との対話の充実を図るほか、後見制度支援預金等の導入促進など、利用者利便の向上に適う金融商品・サービスの提供の実現に取り組んでいく。
2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	✓ 日本郵政グループにおける適切な顧客対応及び保険募集態勢の抜本的な改善やグループとしてのガバナンス発揮に向けた取組みを促進 ✓ 暗号資産を取り巻く環境の変化等を踏まえた資金決済法等改正法の円滑な実施に向けた政府令・事務ガイドラインの改正やモニタリング体制・手法の検討、暗号資産を巡る自主規制機能の早期確立の促進、海外当局等との連携強化の取組みを実施	✓ かんぽ生命及び日本郵便に対しては、不適正な保険募集事案について、一部業務停止命令及びガバナンスの抜本的な強化を含む業務改善命令を発出するとともに、日本郵政に対しても、グループガバナンス態勢の構築等に係る業務改善命令を発出 ✓ 暗号資産交換業者については、これまでの検査・モニタリングで把握した実態等を踏まえ事務ガイドラインを改正し、機動的かつ深度あるモニタリングを実施。また、改正法関係府令等のパブリックコメントを実施したほか、自主規制機関との連携強化等を実施		金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中、利用者が安心して金融サービスを受けられるよう、利用者保護のために必要な制度整備を進めるとともに、日本郵政グループにおける業務改善計画の着実な実施など、金融機関等の適切な態勢整備を促していく。
Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上				
1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	✓ マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目したタイムリーな市場監視を行いつつ、市場監視の手法や着眼等の改善に向けた検討を実施 ✓ 課徴金制度の積極的な活用等による迅速・効率的な検査・調査の実施、重大・悪質事案に対する厳正な対処のほか、法令違反等の再発防止のため関係者との対話を通じ問題意識を共有 ✓ 市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成	✓ 市場監視において、内外のリスクや環境変化に着目した市場監視を行ったほか、デジタライゼーションの進展等を踏まえ、監視手法や着眼等の改善に向けた検討を実施 ✓ 課徴金納付命令 35 件、告発件数 3 件を実施。インサイダー取引や開示規制違反に関し、上場会社と対話し再発防止に努めるなど、関係者と問題意識を共有 ✓ 検査・調査等に資する IT 人材育成を目的とした ICT 研修、海外当局との人材交流や海外当局主催の研修への職員派遣を実施		市場のグローバル化やデジタライゼーションの進展等により市場の構造が大きく変化する中、市場の公正性・透明性の確保に向け、網羅的・機動的で深度ある市場監視を実施していく。
2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備	✓ 企業内容等の開示に関する内閣府令（31 年 1 月公布）の円滑な実施に向け、特に企業の経営者に対して働きかけを行うとともに、企業の取組みの好事例の公表を実施	✓ 同府令の円滑な実施に向け、企業の経営者等に対する講演会等を実施したほか、政策保有株式に係る好開示のポイントを公表 ✓ IFRS への移行を容易にさせる観点から内閣府令を改正し、IFRS 適用企業に継続的に求められる日本基準と IFRS との差異開示を廃止。また、		記述情報の開示の更なる充実に向け、投資家からのニーズ等も踏まえ、開示の好事例の収集・公表を行っていくほか、IFRS への移行促進、会計監査に関する情報の提供の充実を含む会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保に取り組んでいく。

	備とモニタリングの実施	✓ IFRS への移行促進に向けて適用企業の負担軽減を図るほか、会計監査に関する情報提供の充実に向け新たに導入された施策について調査・分析等を実施	「監査上の主要な検討事項」に関する監査法人の取組みについて早期適用に関する動向などを把握 ✓ 新型コロナウイルス感染症への対応として、有価証券報告書等の提出期限の延長承認の取扱いを公表	このほか、新型コロナウイルス感染症への対応として、金融・資本市場関係の負担軽減など必要な措置を実施していく。
	3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	✓ スチュワードシップ・コード再改訂の内容についての検討や、各市場のコンセプトにふさわしいガバナンスの在り方等の検討を実施 ✓ 投資運用業者の運用力強化に向けた業務運営態勢の確立等に向けて、海外の運用会社等の取組み等を踏まえながら、グローバル運用体制の強化、人材の育成・確保、業務インフラの革新等の課題についてモニタリングを実施 ✓ 投資家の利便性向上や上場会社の持続的な企業価値向上とベンチャー企業育成に資する市場となるよう、関係者と市場構造の見直しについて議論 ✓ 取引所の国際競争力の強化、投資家の利便性向上等のため、令和2年度上期の総合取引所の実現に向けて関係者等への働きかけなどを実施	✓ 有識者検討会における議論等も踏まえ、再改訂版スチュワードシップ・コードを公表 ✓ 海外運用会社の取組み等を踏まえ、国内大手投資運用業者やグループ親会社との間で、目指す姿の明確化、それを実現するための計画、経営体制や業務運営体制等の観点で対話を実施したほか、運用パフォーマンス等に関する調査を実施 ✓ 東京証券取引所の市場構造の在り方について、金融審議会市場ワーキング・グループ（市場構造専門グループ）において議論を行い、市場区分の見直し等の方向性を示した報告書を公表 ✓ 総合取引所の実現について、金融商品取引法上の商品関連市場デリバティブ取引の対象商品を指定する告示を発出（日本取引所グループは、東京商品取引所を令和元年11月1日付けで完全子会社化） ✓ 新型コロナウイルス感染症への対応として、適正な市場機能と取引の公正の確保に向け、空売り規制等を含め市場監視を強化	コーポレートガバナンス改革の実効性向上に向けて、市場構造の見直しの議論も踏まえつつ、コーポレートガバナンス・コードの再改訂に向けた検討を行う。 投資運用業者等の業務運営体制の確立に向けた経営者等との対話を継続するとともに、運用パフォーマンスの「見える化」に取り組んでいく。 このほか、新型コロナウイルス感染症への対応として、引き続き市場の動向を注視し、取引の公正確保等の観点から追加措置が必要な場合は迅速に対応していく。
（横断的施策）				
	1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	✓ 金融デジタルイゼーション戦略として、「データ戦略の推進」「イノベーションに向けたチャレンジの促進」「機能別・横断的法制の整備」「金融行政・金融インフラの整備」「グローバルな課題への対応」の5つの分野について、取組みを加速	✓ 金融機関のデータ利活用を推進する観点から、監督指針の改正を実施 ✓ 「FinTech Innovation Hub」の「10の主要な発見」を踏まえ情報収集・支援機能の強化を実施したほか、FinTech サポートデスクやFinTech 実証実験ハブで受け付けた相談に対応 ✓ 「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出 ✓ 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施など、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組を実施	デジタルイゼーションの進展等に伴う、金融を取り巻く環境の変化に対応するため、所要の取組みを検討し実施。また、FinTech サポートデスクやFinTech 実証実験ハブ等を通じたイノベーション支援の一層の強化、フィンテックに関する最新の動向の把握と施策への反映、金融分野のサイバーセキュリティ対策の更なる強化など、金融デジタルイゼーション戦略を推進していく。
	2 業務継続体制の確立と災害への対応	✓ 金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証、震災等自然災害への対応	✓ 金融庁の業務継続計画等について、システムセンターの被害状況の確認を実働訓練とするなど内容を拡充の上、関係機関との合同訓練等を実施し実効性を検証 ✓ 令和元年東日本台風等への対応として、自然災害ガイドラインの周知広報や専用相談ダイヤルの設置、金融機関に対してきめ細かな対応を奨励 ✓ 新型コロナウイルス感染症への対応として、金融機関に対する事業者の資金繰り支援などの要請及びヒアリング、専用相談ダイヤルの設置、事業者支援策の広報等を実施。また、「金融庁新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、業務継続体制の整備・運用を実施	新型コロナウイルス感染症への対応として、金融機関による事業者等への資金繰り支援や経営改善支援等の促進をはじめ必要な措置を実施していくほか（再掲）、金融庁・金融機関の業務継続態勢の整備の促進を図っていく。

3 その他の横断的施策	✓ 世界共通の課題の解決へ貢献（国際的な議論への貢献、持続可能な開発目標（SDGs）の推進、第4次FATF対日相互審査への的確な対応及びマネロン・テロ資金供与対策の促進）するとともに当局間ネットワーク・協力を強化	✓ G20 議長国として、金融市場の分断・金融技術革新・高齢化と金融包摂を金融セクター関連の主要課題として設定し、財務大臣・中央銀行総裁会議及び首脳会議に成果を提出 ✓ SDGs に関し、TCFD 関連のシンポジウムを開催したほか twitter で関連情報を積極的に発信 ✓ マネロン・テロ資金供与対策として、モニタリングの結果等を金融機関に還元し、態勢整備の高度化を慫慂 ✓ 当局間協力等の強化に関し、Brexitに係る英欧当局との連携、日中金融協力、新興国に対する技術協力（ミャンマーへの技術支援、グローバル金融連携センター（GLOPAC））を更に推進 ✓ 「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」等に基づき、IT ガバナンスの強化や庁内の ICT 環境の整備など効率的・効果的な行政運営を推進	日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、金融システム上の課題の解決に向けた国際的な議論に貢献するほか、国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を更に充実させていく。金融機関等のモニタリングシステムについて、より効率的・効果的な情報の収集・蓄積等を図る観点から機能改修の検討を進める。
（金融庁の行政運営・組織の改革）			
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	✓ 各種有識者会議の活用、英語による情報発信の強化、学術的成果の金融行政への活用に向けた環境整備を実施 ✓ 庁内横断的な重点施策の政策立案・総合調整機能の充実、外部有識者等を交えた職員による自主的な政策提言の枠組み（政策オープンラボ）を実施	✓ 「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（令和元年度）等の各種有識者会議の開催や、行政データを学術的に活用するため、より高度な分析・研究が可能なインフラ整備の推進等、有識者からの提言や学術的成果等を金融行政への確に反映するための取組を実施 ✓ 政策オープンラボにおいて、引き続き、有志職員が外部有識者等を交えた調査・研究を実施 ✓ 金融行政に係る広報について、Twitter の活用や英語による発信を強化	金融行政の質を不断に向上させていく観点から、有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、政策評価有識者会議や、金融行政に関する広報の充実に取り組んでいく。
2 検査・監督の見直し	✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践し、第三者による外部評価も活用しながら検査・監督の質・深度や実効性のある対話を不断に改善	✓ 「金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」を公表 ✓ 「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を公表し、金融機関自らの融資方針や債務者の実態等を踏まえ、信用リスクをよりの確に引当に反映する方法について実態把握を行い、金融機関への検査・監督に活用 ✓ モニタリングの質の向上のため、第三者による「外部評価」や、金融庁幹部による金融機関からの意見聴取を実施	金融機関と双方向の対話を行いながら、各分野の「考え方と進め方」のモニタリング現場へ定着を図りつつ、事例を蓄積するとともに、そこで得られた重要な課題や着眼点等について整理・公表を行い、必要に応じて「考え方と進め方」に反映させるといった PDCA サイクルを実践・定着させていく。
3 金融行政を担う人材育成等	✓ 局・課室ごとに組織活性化や業務効率化に関する課題を特定し、取組み状況の「見える化」を行うほか、重点課題について幹部と直接意見交換を行う仕組み（少人数グループ幹事会）を設置 ✓ 職員が「自分の仕事を誰にも見てもらえていない」と感じることなく、双方向の活発なコミュニケーションが図られる環境を整備（業務単位の少人数グループ化、1on1 ミーティング）	✓ 少人数グループごとに課題を特定するための議論を行った後、局・課室ごとに改革目標を設定し、発表・議論する機会を設けて「見える化」を実施 ✓ 少人数グループ幹事会において、幹部と直接意見交換を行うとともに、幹事会に参加した職員の意見を踏まえ具体的な取組に着手 ✓ 活発なコミュニケーションが図られる環境整備のため、業務単位の少人数グループ化を行い、1on1 ミーティングを実施	組織文化の変革には相応の時間がかかることから、少人数グループ幹事会のより一層の活用など、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組んでいく。

注）新型コロナウイルス感染症への対応として、上記取組みに加え、令和2年4月以降、以下の取組みを実施。

- 緊急事態宣言を踏まえ、金融機関に対して、事業者の資金繰り支援を始め、国民の経済活動を支援する金融機能の維持や顧客保護の観点から、金融機関の対顧客業務の継続に係る基本的な考え方を示し、必要業務の継続について適切に対応するよう要請。
- 民間金融機関における資金繰り支援等を促進する観点から創設された都道府県等の制度融資を活用した民間金融機関における実質無利子・無担保の融資の促進について金融機関に要請。
- 予め、将来にわたって金融システムの安定に万全を期すことにより、金融機関が、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業等を支え、経済の再生を図っていくことが重要。こうした考え方から、国の資本参加を通じて金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである金融機能強化法を改正。具体的には、①国の資本参加の申請期限を令和8年3月まで延長し、②新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた金融機関が国の資本参加を受けようとする場合に、経営責任が問われないことを明確化するとともに、収益性や効率性の向上についての具体的な目標を求めないなどの特例を設けた。
- 内閣府において、地域経済活性化支援機構（REVIC）や地域金融機関を通じた取組みの推進に向けて「株式会社地域経済活性化支援機構法」の改正など、必要な措置を実施。

金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
元年 8 月		▪ 「政策評価に関する有識者会議」開催（元年 8 月 1 日） ▪ 政策評価（平成 30 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（元年 8 月 30 日公表）
12 月		▪ 「令和元年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月末）策定（元年 12 月 24 日公表）
2 年 2 月		▪ 「政策評価に関する有識者会議」開催（2 年 2 月 28 日）
6 月	▪ 「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（2 年 6 月国会報告）	▪ 「平成 30 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（2 年 6 月 3 日） ▪ 「政策評価に関する有識者会議」開催（2 年 6 月 23 日）

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。

評価の実施状況

(別紙5)

年度	実績評価	事前 事業評価	事後 事業評価	総合 評価	規制の 政策評価 (R I A)	租 税 特 別 措 置 等 に 係 る 政 策 評価
14 年度	26 件 (13 年度計画に掲げた政策)	—	—	—		
15 年度	27 件 (14 年度計画に掲げた政策)	6 件	—	—		
16 年度	36 件 (15 年度計画に掲げた政策)	5 件	—	—		
17 年度	43 件 (16 年度計画に掲げた政策)	7 件	—	1 件		
18 年度	28 件 (17 年度計画に掲げた政策)	4 件	5 件	—		
19 年度	26 件 (18 年度計画に掲げた政策)	3 件	3 件	—	11 件	
20 年度	25 件 (19 年度計画に掲げた政策)	1 件	6 件	1 件	23 件	
21 年度	24 件 (20 年度計画に掲げた政策)	1 件	4 件	—	25 件	
22 年度	24 件 (21 年度計画に掲げた政策)	—	3 件	—	19 件	7 件
23 年度	24 件 (22 年度計画に掲げた政策)	—	2 件	—	15 件	5 件
24 年度	24 件 (23 年度計画に掲げた政策)	1 件	2 件	—	6 件	9 件
25 年度	20 件 (24 年度計画に掲げた政策)	—	1 件	—	26 件	9 件
26 年度	20 件 (25 年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6 件	8 件
27 年度	20 件 (26 年度計画に掲げた政策)	—	2 件	—	10 件	10 件
28 年度	20 件 (27 年度計画に掲げた政策)	—	1 件	—	8 件	5 件
29 年度	20 件 (28 年度計画に掲げた政策)	—	—	—	5 件	2 件

30 年度	14 件 (29 年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6 件	11 件
元年度	14 件 (30 年度計画に掲げた政策)	—	—	—	12 件	3 件

(備考)

- 実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。(例：金融機関の健全性確保)
- 事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。
(例：金融庁業務支援統合システムの開発)
- 総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。
(例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」)
- 規制の政策評価（R I A : Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定される費用や効果といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制の客観性と透明性の向上を目指す手法。19 年 10 月より規制の事前評価の実施され、29 年 10 月より規制の事前評価に加えて規制の事後評価の実施が義務化された。
- 租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22 年 5 月より評価の実施が義務化された。

第 15 節 金融庁業務継続計画の策定

1. 金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成 17 年 9 月策定、22 年 1 月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20 年 6 月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、その後も必要に応じて見直しを行っている。（別紙 1 参照）

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を 22 年 8 月に策定している。

2. 災害等発生時に備えた訓練

（1）災害対応

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

（2）新型インフルエンザ等対応

新型インフルエンザ等の海外発生期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁内の情報伝達訓練等を行った。

別紙 1

金融庁業務継続計画 (首都直下地震対応編)

< 概 要 >

金 融 庁



「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

背景と位置付け

- 首都直下地震対策特別措置法(H25.12施行)
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画(H26.3策定)
 - ・首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
 - ・重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
 - ・日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- 政府業務継続計画(H26.3策定)

金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)

(H20.6策定)

- ・首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。
- ・本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。
- ・東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し(H23.12)。首都直下地震対策特別措置法等の策定に基づき改定(H26.7)。より実践的な記載とする観点から改定(H27.12)。

基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

想定災害・周辺環境想定

- 想定災害：
 - ・「都心南部直下地震」(M7.3、東京23区の最大震度6強)
- 周辺環境想定：
 - ・本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
 - ・電力：3日間程度は非常用発電で対応
 - ・通信：固定電話については災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
 - ・上下水：上水については、本庁舎の受水槽で対応。中・下水については、排水調整槽等で対応

金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等	
非常時優先業務	管理事務
➤災害対策本部の設置・運営 •災害対策本部の設置・運営に関する庶務 •庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理 •外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整 •職員の参集・配置に関する総合調整 •災害対応に係る文書の記録・保存 •国会及び取材への対応 ➤金融市場等における状況の確認 ➤金融機関における状況の確認 ➤国民、金融機関、海外当局等への情報発信 ➤金融機関に対する被災者支援の要請 ➤被災者等からの相談受付 ➤EDINETの管理・運用 ➤公認会計士試験の実施に係る業務(期間を限定する非常時優先業務)	➤行政資源の被災状況の確認 •職員の安否確認 •本庁舎の設備等の被災状況の確認 ➤庁内情報システムの管理等 •庁内情報システムの障害への対応 •金融庁行政情報化LANシステムの運用 ＜金融庁と関係機関との概念図＞ <pre> graph LR A[政府災害対策本部 財務省、日本銀行 海外当局 等] -- "迅速な情報収集・提供" --> B[金融庁 災害対策本部] B -- "被災状況等の情報収集 機能維持・復旧の支援" --> C[金融機関 取引所 決済機関 等] B -- "情報発信 国民生活や民間の金融・経済活動が 中断する事態の回避・早期回復" --> D[国民 (預金者、保険契約者、投資者等)] </pre>

想定災害発生時における職員の参集体制

非常時参集要員

災害発生時の対応

① 災害対策本部構成員

- 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定

- 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を実施

② 非常時参集者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 必要人員と同数以上の職員を指定

- 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

③ 第一参集予備者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定

- とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者と連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

④ 第二参集予備者

- 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする

- 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機
- 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

業務継続のための執務環境の整備

庁 舎	・ 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。 ・ 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。
備 蓄	・ 参集要員の一週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。 ・ 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。
通 信	・ 金融機関等の関係者に連絡を取る必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。 ・ 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。
行政情報システム	・ 行政情報化LANシステムについて、適切な管理・運用体制を整備。 ・ EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。
広 報	・ 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。 ・ ウェブサイトのほか、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。

今後の取組み・本計画の見直し

今後の取組み

- 非常時優先業務等を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星電話の増設など、連絡手段の強化を検討する。
- 内閣府の情報収集も踏まえ、仮設トイレ導入について検討する。

訓練・計画の見直し

- 職員を対象とした教育・訓練を実施するとともに、その内容については、実効性の高いものとなるよう絶えず見直す。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務等マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。

第16節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

「日本再興戦略」（2013年6月14日閣議決定）、「『日本再興戦略』改訂2014」（2014年6月24日閣議決定）、及び金融庁・財務省が共同で開催した「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」（2013年12月13日公表）、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（2014年6月12日公表）において、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われた。

上記提言を受け、2014年4月より、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組みを実施している。

（1）FSA Weekly Review

2014年4月より、庁内の各部署が日々金融庁ウェブサイトに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でFSA Weekly Reviewとして公表。また、定期的に公表される事案等については、日英同時公表を行っている。

（2）英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応（ワンストップ窓口）

2014年4月より、英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口を金融庁に設置し、英語での一元的な対応を実施している。

2019事務年度においては、計622件の照会が寄せられ、そのうち当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が213件であった。また、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が119件、その他の照会が290件寄せられた。

こうした照会について、金融庁内の関係部署との共有等を図りつつ、適切に対応している。

（3）法令等主要な公表物の英語版の作成・公表

2019事務年度においては、（別紙1）に掲げた法令等のほか、「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」の概要の英語版を作成・公表した。

また、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会（令和元年度）」の資料・提言・議事録の英語版を会議と並行して公表した。

英語版を作成した主な法令等

- ・銀行法（令和元年法律第七十一号による改正まで反映）
- ・銀行法施行令（令和元年政令第百三十九号による改正まで反映）
- ・銀行法施行規則（令和元年内閣府令第四十一号による改正まで反映）
- ・金融商品取引法（令和元年法律第二十八号による改正まで反映）
- ・金融商品取引業等に関する内閣府令（令和元年内閣府令第九号による改正まで反映）
- ・金融商品の販売等に関する法律（平成二十四年法律第八十六号による改正まで反映）
- ・金融商品の販売等に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十七号による改正まで反映）
- ・偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成十九年法律第七十四号による改正まで反映）
- ・犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成二十五年法律第四十五号による改正まで反映）
- ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン
- ・信託業法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・信託業法施行規則（平成二十一年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
- ・貸付信託法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・担保付社債信託法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・預金保険法（平成二十五年法律第四十五号による改正まで反映）
- ・預金保険法施行令（平成二十七年政令第二十三号による改正まで反映）
- ・預金保険法施行規則（平成二十六年内閣府・財務省令三号による改正まで反映）
- ・貸金業法（平成二十六年法律第六十九号による改正まで反映）
- ・貸金業法施行令（平成二十七年政令第百七十四号による改正まで反映）
- ・貸金業法施行規則（平成二十七年内閣府令第三十七号による改正まで反映）
- ・電子記録債権法（平成二十八年法律第六十二号による改正まで反映）
- ・資金決済に関する法律（平成二十八年法律第六十二号による改正まで反映）
- ・資金決済に関する法律施行令（平成二十九年政令第四十七号による改正まで反映）
- ・前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第八号による改正まで反映）
- ・資金移動業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第八号による改正まで反映）
- ・仮想通貨交換業者に関する内閣府令
- ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成二十八年法律第十五号による改正まで反映）
- ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成二十四年政令第百九十七号による改正まで反映）
- ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十号による改正まで反映）
- ・保険業法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・保険業法施行令（平成二十八年政令第三十八号による改正まで反映）
- ・保険業法施行規則（平成二十九年内閣府令第八号による改正まで反映）
- ・保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成二十七年内閣府・法務省令第四号による改正まで反映）
- ・認可特定保険業者等に関する命令（平成二十七年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・

- 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号による改正まで反映)
- ・金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
 - ・特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第五十四号による改正まで反映）
 - ・発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
 - ・発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二十六年内閣府令第四十九号による改正まで反映）
 - ・外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（平成二十八年内閣府令第三十五号による改正まで反映）
 - ・財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十三号による改正まで反映）
 - ・四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成二十七年内閣府令第五十二号による改正まで反映）
 - ・四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成二十七年内閣府令第五十二号による改正まで反映）
 - ・公認会計士法（平成二十九年法律第四十一号による改正まで反映）
 - ・公認会計士法施行令（平成二十九年政令第二百九十六号による改正まで反映）
 - ・公認会計士法施行規則（平成二十八年内閣府令第四号による改正まで反映）
 - ・投資信託及び投資法人に関する法律（令和元年法律第二十八号による改正まで反映）
 - ・投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成二十九年政令第三百二十六号による改正まで反映）
 - ・投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府令第五十五号による改正まで反映）
 - ・社債、株式等の振替に関する法律（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
 - ・社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成二十七年政令第二十三号による改正まで反映）
 - ・金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（令和元年法律第二十八号による改正まで反映）